

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7221007号
(P7221007)

(45)発行日 令和5年2月13日(2023.2.13)

(24)登録日 令和5年2月3日(2023.2.3)

(51)国際特許分類

G 0 6 Q	50/10 (2012.01)	F I	G 0 6 Q	50/10
G 0 6 Q	40/03 (2023.01)		G 0 6 Q	40/03

請求項の数 12 (全66頁)

(21)出願番号	特願2018-144314(P2018-144314)
(22)出願日	平成30年7月31日(2018.7.31)
(65)公開番号	特開2020-21268(P2020-21268A)
(43)公開日	令和2年2月6日(2020.2.6)
審査請求日	令和3年7月2日(2021.7.2)

(73)特許権者	514053169 株式会社メルカリ 東京都港区六本木6-10-1 六本木 ヒルズ森タワー18F
(74)代理人	100079108 弁理士 稲葉 良幸
(74)代理人	100109346 弁理士 大貫 敏史
(74)代理人	100117189 弁理士 江口 昭彦
(74)代理人	100134120 弁理士 内藤 和彦
(72)発明者	工藤 啓朗 東京都港区六本木6-10-1 六本木 ヒルズ森タワー25F 株式会社メルカリ 最終頁に続く

(54)【発明の名称】 信用度算出方法、情報処理装置及び信用度算出プログラム

(57)【特許請求の範囲】**【請求項1】**

情報処理装置が、

電子商取引プラットフォームにおけるユーザによる商品又はサービスの出品に関する第1情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおける前記ユーザによる商品又はサービスの購入に関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの債務の返済状況に関する第3情報を取得するステップと、

前記第1情報、前記第2情報、及び前記第3情報に基づいて、前記ユーザの信用度を算出するステップと、

前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの売上金の少なくとも一部を用いて前記ユーザの債務の少なくとも一部が履行された場合、前記ユーザの前記信用度を変動させるステップと、を実行する情報処理方法。

【請求項2】

前記変動させるステップにより変動した前記ユーザの信用度に基づいて、前記ユーザに前記電子商取引プラットフォームの利用に関する特典を付与するステップをさらに実行する、請求項1に記載の情報処理方法。

【請求項3】

前記特典を付与するステップは、

前記ユーザが売主である場合における前記電子商取引プラットフォームの利用に関する

第1特典及び前記ユーザが買主である場合における前記電子商取引プラットフォームの利用に関する第2特典のうち少なくとも一方を前記ユーザに付与するステップを含む、請求項2に記載の情報処理方法。

【請求項4】

前記第1特典は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの出品ページを優先的に表示することを含む、請求項3に記載の情報処理方法。

【請求項5】

前記第1特典は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに商品又はサービスを出品する場合における出品手数料の割引を含む、請求項3又は4に記載の情報処理方法。

【請求項6】

前記第2特典は、前記電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスを前記ユーザが購入する場合における割引を含む、請求項3から5のいずれか一項に記載の情報処理方法。

10

【請求項7】

前記第2特典は、前記電子商取引プラットフォームで利用可能なポイントの付与を含む、請求項3から6のいずれか一項に記載の情報処理方法。

【請求項8】

前記債務に相当する金額と、前記ユーザの前記電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額に応じて、前記差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを特定するステップと、

20

前記差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを前記電子商取引プラットフォームに出品することを前記ユーザに促すステップと、をさらに実行する、請求項1から7のいずれか一項に記載の情報処理方法。

【請求項9】

前記特定するステップは、前記商品又はサービスの前記電子商取引プラットフォームにおける相場に基づいて、前記差額以上の売上が見込まれる商品を特定するステップを含む、請求項8に記載の情報処理方法。

【請求項10】

前記促すステップは、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品又はサービスを前記電子商取引プラットフォームに出品することを促すことを含む、請求項8に記載の情報処理方法。

30

【請求項11】

電子商取引プラットフォームにおけるユーザによる商品又はサービスの出品に関する第1情報を取得する第1取得部と、

前記電子商取引プラットフォームにおける前記ユーザによる商品又はサービスの購入に関する第2情報を取得する第2取得部と、

前記ユーザの債務の返済状況に関する第3情報を取得する第3取得部と、

前記第1情報、前記第2情報、及び前記第3情報に基づいて、前記ユーザの信用度を算出する算出部であって、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの売上金の少なくとも一部を用いて前記ユーザの債務の少なくとも一部が履行された場合、前記ユーザの前記信用度を変動させる算出部と、を備える情報処理装置。

40

【請求項12】

情報処理装置に、

電子商取引プラットフォームにおけるユーザによる商品又はサービスの出品に関する第1情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおける前記ユーザによる商品又はサービスの購入に関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの債務の返済状況に関する第3情報を取得するステップと、

前記第1情報、前記第2情報、及び前記第3情報に基づいて、前記ユーザの信用度を算出するステップと、

50

前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの売上金の少なくとも一部を用いて前記ユーザの債務の少なくとも一部が履行された場合、前記ユーザの前記信用度を変動させるステップと、を実行させるプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本開示は、信用度算出方法、情報処理装置及び信用度算出プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

近年、インターネットを用いた個人間での商取引が行われている。インターネットを用いた商取引においては、ユーザの素性が明らかでない場合があるため、信用できるユーザであるか確認するために信用度を算出することがある。

10

【0003】

例えば下記特許文献1には、電子マネーを利用するユーザに関するユーザ情報を取得し、ユーザが利用する電子マネーの決済においてチャージ残高に不足がある場合に、ユーザ情報に基づいてユーザの信用度を算出し、算出されたユーザの信用度に基づいて、当該ユーザが利用する電子マネー口座へのチャージの実行が可能か否かを判定する実行装置が記載されている。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【文献】特開2017-091245号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1に記載の技術によれば、ユーザの支払い能力を信用度によって判断し、信用度に応じて電子マネー口座へのチャージを実行することができる。しかしながら、インターネットを用いた個人間での商取引においては、同一のユーザが買主及び売主の両方になり得るため、ユーザの支払い能力を測定するだけでは、ユーザの信用度を適切に評価できないことがある。

30

【0006】

本開示は、インターネットを用いた個人間での商取引におけるユーザの信用度を多面的に評価する信用度算出方法、情報処理装置及び信用度算出プログラムを提供することを目的とする。

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図1】図1は、実施形態の一態様に係る通信システムの構成を示す。

【図2】図2は、本開示に係る情報処理装置のハードウェア構成の一例を示す。

【図3】図3は、第1実施形態に係る通信システムの概要を示す。

【図4】図4は、第1実施形態に係る情報処理装置の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。

40

【図5】図5は、第1実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。

【図6】図6は、第1実施形態に係るサーバにより実行される信用度算出処理のフローチャートである。

【図7】図7は、第1実施形態の第1実施例に係るサーバに記憶された第1情報の第1例である。

【図8】図8は、第1実施形態の第1実施例に係るサーバにより実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。

【図9】図9は、第1実施形態の第2実施例に係るサーバに記憶された第1情報の第2例である。

50

【図10】図10は、第1実施形態の第2実施例に係るサーバにより実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。

【図11】図11は、第1実施形態の第3実施例に係るサーバに記憶された第2情報の第1例である。

【図12】図12は、第1実施形態の第3実施例に係るサーバにより実行される第2情報を取得する処理のフローチャートである。

【図13】図13は、第1実施形態の第4実施例に係るサーバに記憶された第2情報の第2例である。

【図14】図14は、第1実施形態の第4実施例に係るサーバにより実行される第2情報を取得する処理のフローチャートである。 10

【図15】図15は、第1実施形態の第5実施例に係るサーバに記憶された第1情報の第3例である。

【図16】図16は、第1実施形態の第5実施例に係るサーバにより実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。

【図17】図17は、第1実施形態の第6実施例に係るサーバに記憶された第2情報の第3例である。

【図18】図18は、第1実施形態の第6実施例に係るサーバにより実行される第2情報を取得する処理のフローチャートである。

【図19】図19は、第1実施形態の第7実施例に係るサーバに記憶された第1情報の第4例である。 20

【図20】図20は、第1実施形態の第7実施例に係るサーバにより実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。

【図21】図21は、第1実施形態の第8実施例に係るサーバにより実行される信用度算出処理のフローチャートである。

【図22】図22は、第1実施形態の第9実施例に係るサーバにより実行される信用度算出処理のフローチャートである。

【図23】図23は、第2実施形態に係る通信システムの概要を示す。

【図24】図24は、第2実施形態に係る情報処理装置の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。

【図25】図25は、第2実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。 30

【図26】図26は、第2実施形態に係るサーバにより実行される特典付与処理のフローチャートである。

【図27】図27は、第2実施形態の第1実施例に係るサーバにより実行される特典付与処理のフローチャートである。

【図28】図28は、第2実施形態の第2実施例に係るサーバにより実行される特典付与処理のフローチャートである。

【図29】図29は、第3実施形態に係る通信システムの概要を示す。

【図30】図30は、第3実施形態に係る情報処理装置の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。

【図31】図31は、第3実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。

【図32】図32は、第3実施形態に係るサーバにより実行される債務履行処理のフローチャートである。

【図33】図33は、第3実施形態の第1実施例に係るサーバにより実行される債務回収処理のフローチャートである。

【図34】図34は、第3実施形態の第2実施例に係るサーバにより実行される債務履行処理のフローチャートである。

【図35】図35は、第4実施形態に係る通信システムの概要を示す。

【図36】図36は、第4実施形態に係る情報処理装置の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。

【図37】図37は、第4実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。 50

【図38】図38は、第4実施形態に係るサーバにより実行される信用度算出処理のフローチャートである。

【図39】図39は、第4実施形態の第1実施例に係るサーバにより実行される商品特定処理のフローチャートである。

【図40】図40は、第4実施形態の第2実施例に係るサーバにより実行されるサービスプラットフォーム特定処理のフローチャートである。

【図41】図41は、第5実施形態に係る通信システムの概要を示す。

【図42】図42は、第5実施形態に係る情報処理装置の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。

【図43】図43は、第5実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。 10

【図44】図44は、第5実施形態の第1実施例に係るサーバにより実行される信用度提供処理のフローチャートである。

【図45】図45は、第5実施形態の第2実施例に係るサーバにより実行される信用度提供処理のフローチャートである。

【図46】図46は、第5実施形態の第3実施例に係るサーバにより実行される信用度提供処理のフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0008】

<法令遵守>

本明細書に記載の開示は、実施される場合、本開示を実施する各国の法令を遵守のうえで実施される。また、本明細書に記載の開示は、各国の法令を遵守するために必要な、当業者が成し得る全ての変更、置換、変形、改変、および修正をもって実施される。 20

【0009】

本開示に係る信用度算出方法を実施するための形態について、図面を参照して説明する。

【0010】

<システム構成>

図1は、本開示の一実施形態に係る通信システム1の構成を示す。図1に開示されるように、通信システム1では、ネットワーク130を介してサーバ110A、サーバ110Bと、端末120A、端末120B、端末120Cとが接続される。

【0011】

本開示において、サーバ110Aと、サーバ110Bとをそれぞれ区別する必要がない場合は、サーバ110Aとサーバ110Bとは、それぞれサーバ110と表現されてもよい。

【0012】

本開示において、端末120Aと、端末120Bと、端末120Cとをそれぞれ区別する必要がない場合は、端末120Aと端末120Bと端末120Cとは、それぞれ端末120と表現されてもよい。

【0013】

本開示において、サーバ110と、端末120とをそれぞれ区別する必要がない場合は、サーバ110と端末120とは、それぞれ情報処理装置200と表現されてもよい。なお、ネットワーク130に接続される情報処理装置200の数は限定されない。

【0014】

サーバ110は、ネットワーク130を介してユーザが利用する端末120に、所定のサービスを提供する。所定のサービスは、限定でなく例として、決済サービス、電子商取引サービス、インスタントメッセンジャーを代表とするSNS(Social Networking Service)、楽曲・動画・書籍などのコンテンツ提供サービス等を含む。ユーザが端末120を介して所定のサービスを利用することで、サーバ110は1以上の端末120に所定のサービスを提供することができる。

【0015】

必要に応じて、ユーザXが利用する端末を端末120Xと表現し、ユーザXまたは端末

10

20

30

40

50

120Xに対応づけられた、所定のサービスにおけるユーザ情報をユーザ情報Xと表現する。なお、ユーザ情報とは、所定のサービスにおいてユーザが利用するアカウントに対応付けられたユーザの情報である。ユーザ情報は、限定でなく例として、ユーザにより入力される、または、所定のサービスにより付与される、ユーザの名前、ユーザのアイコン画像、ユーザの年齢、ユーザの性別、ユーザの住所、ユーザの趣味趣向、ユーザの識別子などのユーザに対応づけられた情報を含み、これらのいずれか一つまたは、組み合わせであってもよい。

【0016】

ネットワーク130は、2以上の情報処理装置200を接続する役割を担う。ネットワーク130は、端末120がサーバ110に接続した後、データを送受信することができるよう接続経路を提供する通信網を意味する。10

【0017】

ネットワーク130のうちの1つまたは複数の部分は、有線ネットワークや無線ネットワークであってもよい。ネットワーク130は、限定でなく例として、アドホック・ネットワーク(Ad Hoc Network)、イントラネット、エクストラネット、仮想プライベート・ネットワーク(Virtual Private Network: VPN)、ローカル・エリア・ネットワーク(Local Area Network: LAN)、ワイヤレスLAN(Wireless LAN: WLAN)、広域ネットワーク(Wide Area Network: WAN)、ワイヤレスWAN(Wireless WAN: WWAN)、大都市圏ネットワーク(Metropolitan Area Network: MAN)、インターネットの一部、公衆交換電話網(Public Switched Telephone Network: PSTN)の一部、携帯電話網、ISDNs(Integrated Service Digital Networks)、無線LANs、LTE(Long Term Evolution)、CDMA(Code Division Multiple Access)、ブルートゥース(Bluetooth(登録商標))、衛星通信など、または、これらの2つ以上の組合せを含むことができる。ネットワーク130は、1つまたは複数のネットワーク130を含むことができる。20

【0018】

情報処理装置200は、本開示に記載される機能、および/または、方法を実現できる情報処理装置であればどのような情報処理装置であってもよい。

【0019】

情報処理装置200は、限定ではなく例として、スマートフォン、携帯電話(フィーチャーフォン)、コンピュータ(限定でなく例として、デスクトップ、ラップトップ、タブレットなど)、サーバ装置、メディアコンピュータプラットホーム(限定でなく例として、ケーブル、衛星セットトップボックス、デジタルビデオレコーダなど)、ハンドヘルドコンピュータデバイス(限定でなく例として、PDA(Personal Digital Assistant)、電子メールクライアントなど)、ウェアラブル端末(限定でなく例として、メガネ型デバイス、時計型デバイスなど)、他種のコンピュータ、またはコミュニケーションプラットホームを含む。30

【0020】

<ハードウェア(HW)構成>

図2を用いて、通信システム1に含まれる情報処理装置200のHW構成について説明する。40

【0021】

情報処理装置200は、プロセッサ201と、メモリ202と、ストレージ203と、入出力インターフェース(入出力I/F)204と、通信インターフェース(通信I/F)205とを含む。情報処理装置200のHWの各構成要素は、限定でなく例として、バスBを介して相互に接続される。

【0022】

情報処理装置200は、プロセッサ201と、メモリ202と、ストレージ203と、入出力I/F204と、通信I/F205との協働により、本開示に記載される機能、および/または、方法を実現する。

【 0 0 2 3 】

プロセッサ 201 は、ストレージ 203 に記憶されるプログラムに含まれるコードまたは命令によって実現する機能、および / または、方法を実行する。プロセッサ 201 は、限定でなく例として、中央処理装置 (C P U)、M P U (Micro Processing Unit)、G P U (Graphic s Processing Unit)、マイクロプロセッサ (microprocessor)、プロセッサコア (processor core)、マルチプロセッサ (multiprocessor)、A S I C (Application-Specific Integrated Circuit)、F P G A (Field Programmable Gate Array) 等を含み、集積回路 (I C (Integrated Circuit) チップ、L S I (Large Scale Integration)) 等に形成された論理回路 (ハードウェア) や専用回路によって各実施形態に開示される各処理を実現してもよい。また、これらの回路は、1 または複数の集積回路により実現されてよく、各実施形態に示す複数の処理を1つの集積回路により実現されることとしてもよい。また、L S I は、集積度の違いにより、V L S I、スーパー L S I、ウルトラ L S I などと呼称されることもある。

【 0 0 2 4 】

メモリ 202 は、ストレージ 203 からロードしたプログラムを一時的に記憶し、プロセッサ 201 に対して作業領域を提供する。メモリ 202 には、プロセッサ 201 がプログラムを実行している間に生成される各種データも一時的に格納される。メモリ 202 は、限定でなく例として、R A M (Random Access Memory)、R O M (Read Only Memory) などを含む。

【 0 0 2 5 】

ストレージ 203 は、プログラムを記憶する。ストレージ 203 は、限定でなく例として、H D D (Hard Disk Drive)、S S D (Solid State Drive)、フラッシュメモリなどを含む。

【 0 0 2 6 】

通信 I / F 205 は、ネットワーク 130 を介して各種データの送受信を行う。当該通信は、有線、無線のいずれで実行されてもよく、互いの通信が実行できるのであれば、どのような通信プロトコルを用いてもよい。通信 I / F 205 は、ネットワーク 130 を介して、他の情報処理装置との通信を実行する機能を有する。通信 I / F 205 は、各種データをプロセッサ 201 からの指示に従って、他の情報処理装置に送信する。また、通信 I / F 205 は、他の情報処理装置から送信された各種データを受信し、プロセッサ 201 に伝達する。

【 0 0 2 7 】

入出力 I / F 204 は、情報処理装置 200 に対する各種操作を入力する入力装置、および、情報処理装置 200 で処理された処理結果を出力する出力装置を含む。入出力 I / F 204 は、入力装置と出力装置が一体化していてもよいし、入力装置と出力装置とに分離していてもよい。

【 0 0 2 8 】

入力装置は、ユーザからの入力を受け付けて、当該入力に係る情報をプロセッサ 201 に伝達できる全ての種類の装置のいずれか、または、その組み合わせにより実現される。入力装置は、限定でなく例として、タッチパネル、タッチディスプレイ、キーボード等のハードウェアキーや、マウス等のポインティングデバイス、カメラ（画像を介した操作入力）、マイク（音声による操作入力）を含む。

【 0 0 2 9 】

出力装置は、プロセッサ 201 で処理された処理結果を出力することができる全ての種類の装置のいずれか、または、その組み合わせにより実現される。当該処理結果を映像、および / または、動画像として出力する場合、出力装置は、フレームバッファに書き込まれた表示データに従って、当該表示データを表示することができる全ての種類の装置のいずれかまたはその組み合わせにより実現される。出力装置は、限定でなく例として、タッチパネル、タッチディスプレイ、モニタ（限定でなく例として、液晶ディスプレイ、O E L D (Organic Electroluminescence Display) など）、ヘッドマウントディスプレイ

10

20

30

40

50

(H M D : Head Mounted Display) 、プロジェクションマッピング、ホログラム、空気中など（真空であってもよい）に画像やテキスト情報等を表示可能な装置、スピーカ（音声出力）、プリンターなどを含む。なお、これらの出力装置は、3 D で表示データを表示可能であってもよい。

【 0 0 3 0 】

本開示の各実施形態のプログラムは、コンピュータに読み取り可能な記憶媒体に記憶された状態で提供されてもよい。記憶媒体は、「一時的でない有形の媒体」に、プログラムを記憶可能である。プログラムは、限定でなく例として、ソフトウェアプログラムやコンピュータプログラムを含む。

【 0 0 3 1 】

記憶媒体は適切な場合、1つまたは複数の半導体ベースの、または他の集積回路（ I C ）（限定でなく例として、フィールド・プログラマブル・ゲート・アレイ（ F P G A ）、特定用途向け I C （ A S I C ）など）、ハード・ディスク・ドライブ（ H D D ）、ハイブリッド・ハード・ドライブ（ H H D ）、光ディスク、光ディスクドライブ（ O D D ）、光磁気ディスク、光磁気ドライブ、フロッピィ・ディスクケット、フロッピィ・ディスク・ドライブ（ F D D ）、磁気テープ、固体ドライブ（ S S D ）、 R A M ドライブ、セキュア・デジタル・カードもしくはドライブ、任意の他の適切な記憶媒体、またはこれらの2つ以上の適切な組合せを含むことができる。記憶媒体は、適切な場合、揮発性、不揮発性、または揮発性と不揮発性の組合せでよい。

【 0 0 3 2 】

また、本開示のプログラムは、当該プログラムを伝送可能な任意の伝送媒体（通信ネットワークや放送波等）を介して、情報処理装置 2 0 0 に提供されてもよい。また、本開示の各実施形態は、プログラムが電子的な伝送によって具現化された、搬送波に埋め込まれたデータ信号の形態でも実現され得る。

【 0 0 3 3 】

なお、本開示のプログラムは、限定でなく例として、 A c t i o n S c r i p t 、 J a v a S c r i p t （登録商標）などのスクリプト言語、 O b j e c t i v e - C 、 J a v a （登録商標）などのオブジェクト指向プログラミング言語、 H T M L 5 などのマークアップ言語などを用いて実装される。

【 0 0 3 4 】

情報処理装置 2 0 0 における処理の少なくとも一部は、1以上のコンピュータにより構成されるクラウドコンピューティングにより実現されていてもよい。

【 0 0 3 5 】

情報処理装置 2 0 0 における処理の少なくとも一部を、他の情報処理装置により行う構成としてもよい。この場合、プロセッサ 2 0 1 により実現される各機能部の処理のうち少なくとも一部の処理を、他の情報処理装置で行う構成としてもよい。

【 0 0 3 6 】

< その他 >

明示的な言及のない限り、本開示の実施形態における判定の構成は必須でなく、判定条件を満たした場合に所定の処理が動作されたり、判定条件を満たさない場合に所定の処理がされたりしてもよい。

【 0 0 3 7 】

本開示では、明記されない限り、または文脈によって示されない限り、「または」は排他的ではなく包含的な意味である。したがって、本開示では、明記されていない限り、または文脈によって示されない限り、「 A または B 」は「 A 、 B 、またはその両方」を意味する。さらに、明記されない限り、または文脈によって示されない限り、「および」は協同（ j o i n t ）および個々（ s e v e r a l ）の両方の意味である。したがって、本明細書では、明記されない限り、または文脈によって示されない限り、「 A および B 」は、「 A および B が一緒に、または個別に（ A a n d B , j o i n t l y o r s e v e r a l l y ）」を意味する。さらに、明記されない限り、または文脈によって示されな

10

20

30

40

50

い限り、「a」、「an」、または「the」は「1つまたは複数」を意味するものとする。したがって、本明細書では、別段に明記されない限り、または文脈によって示されない限り、「an A」または「the A」は「1つまたは複数のA」を意味する。

【0038】

本開示は、本開示の実施形態、および／または、実施例に対して、当業者が成し得る全ての変更、置換、変形、改変、および修正を包含する。同様に、適切な場合、添付の特許請求の範囲は、本開示の実施形態、および／または、実施例に対して、当業者が成し得る全ての変更、置換、変形、改変、および修正を包含する。さらに、本開示は、当業者が成し得る、本開示における実施形態、および／または、実施例の1つまたは複数の特徴と、本開示における他の実施形態、および／または、実施例の1つまたは複数の特徴との任意の組合せを包含する。

10

【0039】

加えて、特定の機能を実施するように適合される、配置される、能力を有する、構成される、使用可能である、動作可能である、または動作できる装置またはシステムあるいは装置またはシステムの構成要素に対する添付の特許請求の範囲での参照は、その装置、システム、または構成要素がそのように適合される、配置される、能力を有する、構成される、使用可能にされる、動作可能にされる、または動作できる限り、その装置、システム、構成要素またはその特定の機能がアクティベートされ、オンにされ、またはロック解除されているか否かに関わらず、その装置、システム、構成要素を包含する。

20

【0040】

<第1実施形態>

従来、例えば特許文献1に記載のように、インターネットを用いた商取引における買主の支払い能力を評価するため信用度を算出することがある。また、売主が公正な取引を行っているか評価するため信用度を算出することもある。しかしながら、電子商取引プラットフォームでは、ユーザが買主及び売主の両方になり得るため、買主及び売主のいずれか一方の観点での評価では、ユーザの信用度を適切に評価できないことがある。ここで、電子商取引プラットフォームは、個人間の電子商取引を扱うプラットフォーム、個人と法人の間の電子商取引を扱うプラットフォーム及び法人間の電子商取引を扱うプラットフォームを含む。

30

【0041】

第1実施形態は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報とを取得して、ユーザの信用度を、第1情報及び第2情報に基づいて算出する実施形態である。

【0042】

本実施形態において、「ユーザ」とは、電子商取引プラットフォームを利用するユーザであり、電子商取引プラットフォームを通じて商品又はサービスを出品したり、電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスを購入したりする人物である。ユーザは、電子商取引プラットフォームのアカウントを有し、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの活動は、アカウント情報と関連付けられてサーバ110に記憶される。例えば、ユーザが電子商取引プラットフォームに商品を出品すれば、出品した商品に関する情報が第1情報としてサーバ110に記憶される。また、ユーザが電子商取引プラットフォームにおいて商品を購入すれば、購入した商品に関する情報が第2情報としてサーバ110に記憶される。

40

【0043】

図3は、第1実施形態に係る通信システム1の概要を示す図である。第1実施形態に係る通信システム1では、サーバ110Aと、ユーザAが用いる端末120A、ユーザBが用いる端末120B及びユーザCが用いる端末120Cと、の間で電子商取引プラットフォームにおける商取引に関する情報を送受信し、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出する。

50

【0044】

図3の左上には、端末120Aに「商品情報入力」の画面が表示され、「商品画像」として鞄の画像が表示されている。このように、ユーザAは、自身が所有する鞄を電子商取引プラットフォームに出品することができる。ユーザAが出品した商品の情報は、サーバ110Aに記憶され、例えばユーザBが用いる端末120Bによって出品ページが閲覧される。図3の右上には、端末120Bに鞄の商品画像が表示され、「購入」ボタンが表示されている。ユーザBは、「購入」ボタンを押下することで、ユーザAによって提示された金額で鞄を購入することができる。

【0045】

一方、図3の右下には、ユーザCの用いる端末120Cに「商品情報入力」の画面が表示され、「商品画像」として本の画像が表示されている。ユーザAは、端末120Aにより、ユーザCによって出品された本の出品ページを閲覧することができる。図3の左下には、端末120Aに本の商品画像が表示され、「購入」ボタンが表示されている。ユーザAは、「購入」ボタンを押下することで、ユーザCによって提示された金額で本を購入することができる。

10

【0046】

このように、ユーザAは、電子商取引プラットフォームにおける売主及び買主の両方になり得る。サーバ110Aは、ユーザAが売主として行動した場合におけるユーザAに関する第1情報と、ユーザAが買主として行動した場合におけるユーザAに関する第2情報とを取得し、第1情報及び第2情報に基づいてユーザAの信用度を算出する。

20

【0047】

第1実施形態に係る情報処理装置200によれば、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主及び売主の両方になり得る場合に、ユーザの信用度を適切に評価することができるため、ユーザの信用度をより多面的に評価することができる。これにより、ユーザに応じて適切な商取引の処理が行われるようになり、不適切な処理が行われる場合と比較して商取引の処理負荷を低減することができ、なめらかな商取引を実現することができる。

【0048】

<第1実施形態の機能構成>

図4を用いてサーバ110、および/または、端末120の機能構成を説明する。図4に開示の機能部は、情報処理装置200が備えるプロセッサ201と、メモリ202と、ストレージ203と、入出力I/F204と、通信I/F205との協働により実現される。図4は、第1実施形態に係る情報処理装置200の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。図4は、複数のユーザの間で商取引を行うための通信システム1の機能的構成を示すブロック図であり、通信システム1は、サーバ110A、110B及び端末120A、120B、120Cを含む。

30

【0049】

(1) サーバの機能構成

サーバ110Aは、入出力I/F311と、通信I/F312と、制御部313と、記憶部314とを有する。さらに、制御部313は、第1取得部315、第2取得部316及び算出部317を含む。また、記憶部314には、プログラム400の他に、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報410と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報420とが記憶されている。サーバ110Bについては、サーバ110Aと同様の構成であるため、説明を省略する。

40

【0050】

通信I/F312は、図2に示す通信I/F205に相当する。通信I/F312は、ネットワーク130を介して端末120やサーバ110Bと情報の送受信を行う。通信I/F312は、例えば、端末120Aから出品商品の商品情報を受信したり、端末120Aに出品ページを送信したりする。

50

【 0 0 5 1 】

入出力 I / F 3 1 1 は、図 2 に示す入出力 I / F 2 0 4 に相当する。入出力 I / F 3 1 1 は、例えば、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの第 1 情報及び第 2 情報を出力したり、算出された信用度を出力したりする。

【 0 0 5 2 】

第 1 取得部 3 1 5 は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第 1 情報を取得する。第 1 情報の具体例については、後に詳細に説明する。

【 0 0 5 3 】

第 2 取得部 3 1 6 は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第 2 情報を取得する。第 2 情報の具体例については、後に詳細に説明する。

【 0 0 5 4 】

算出部 3 1 7 は、ユーザの信用度を、第 1 情報及び第 2 情報に基づいて算出する。信用度は、連続的な数値であってもよいし、離散的な数値であってもよいし、離散的なランクであってもよい。算出部 3 1 7 は、第 1 情報及び第 2 情報のうち肯定的な情報に基づいて信用度を高く算出し、否定的な情報に基づいて信用度を低く算出してよい。算出部 3 1 7 は、第 1 情報及び第 2 情報に含まれる情報を独立に考慮して信用度を算出してもよいし、第 1 情報及び第 2 情報に含まれる情報を一体として考慮して信用度を算出してもよい。

【 0 0 5 5 】

記憶部 3 1 4 は、プログラム 4 0 0 と、第 1 情報 4 1 0 と、第 2 情報 4 2 0 とを記憶する。ここで、記憶部 3 1 4 に記憶される第 1 情報 4 1 0 及び第 2 情報 4 2 0 は、複数のユーザに関する情報を含んでよく、ユーザのアカウント情報と関連付けられて記憶されてよい。

【 0 0 5 6 】**(2) 端末の機能構成**

端末 1 2 0 A は、入出力 I / F 3 2 1 と、通信 I / F 3 2 2 と、制御部 3 2 3 と、記憶部 3 2 4 とを有する。端末 1 2 0 B 及び端末 1 2 0 C については、端末 1 2 0 A と同様の構成であるため、説明を省略する。

【 0 0 5 7 】

入出力 I / F 3 2 1 は、図 2 に示す入出力 I / F 2 0 4 に相当する。入出力 I / F 3 2 1 は、売主としてのユーザ A から商品情報の入力を受け付け、買主としてのユーザ A に出品ページを出力する。

【 0 0 5 8 】

通信 I / F 3 2 2 は、図 2 に示す通信 I / F 2 0 5 に相当する。通信 I / F 3 2 2 は、ネットワーク 1 3 0 を介してサーバ 1 1 0 や他の端末 1 2 0 B , 1 2 0 C と情報の送受信を行う。通信 I / F 3 2 2 は、ユーザ A が出品した商品情報をサーバ 1 1 0 A に送信したり、ユーザ A が閲覧する出品ページに関する情報をサーバ 1 1 0 A から受信したりする。

【 0 0 5 9 】

制御部 3 2 3 は、端末 1 2 0 A で実行される各種処理の制御を行う。制御部 3 2 3 は、例えば、出品処理の制御を行ったり、購入処理の制御を行ったりする。

【 0 0 6 0 】

記憶部 3 2 4 は、プログラム 5 0 0 を記憶する。記憶部 3 2 4 に記憶されたプログラム 5 0 0 がプロセッサ 2 0 1 で実行されることにより、端末 1 2 0 A によって電子商取引プラットフォームにおける他のユーザとの商取引を行うことができる。

【 0 0 6 1 】**< 第 1 実施形態の動作処理 >**

図 5 は、第 1 実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。図 5 では、ユーザ A が電子商取引プラットフォームにおいて売主及び買主として行動した後、サーバ 1 1 0 A によってユーザ A の信用度を算出する処理のシーケンスを示す。

10

20

30

40

50

【 0 0 6 2 】

はじめに、ユーザ A が用いる端末 120A からサーバ 110A に対して出品依頼が送信される (S10)。これに応答して、サーバ 110A から端末 120A に対して商品情報の入力画面が送信される (S11)。ユーザ A は、端末 120A によって、出品する商品の写真や商品に関する情報を含む商品情報を入力し、サーバ 110A に送信する (S12)。サーバ 110A は、端末 120A から受信した商品情報を記憶部に記憶する (S13)。

【 0 0 6 3 】

その後、ユーザ B が用いる端末 120B からサーバ 110A に出品ページの表示要求があると (S14)、サーバ 110A は、要求があった出品ページを端末 120B に送信する (S15)。そして、端末 120B は、出品ページを表示する (S16)。ここで、端末 120B が要求する出品ページは、ユーザ A によって出品された商品に関する出品ページであるとする。

10

【 0 0 6 4 】

ユーザ B が、ユーザ A によって出品された商品の購入を決定し、購入することを示す情報をサーバ 110A に送信すると (S17)、サーバ 110A から端末 120A に対して通知が送信される (S18)。その後、ユーザ A が商品の発送を行い、端末 120A, 120B 及びサーバ 110A の間で支払処理が行われる。サーバ 110A は、ユーザ A が売主である場合におけるユーザ A の第 1 情報を、端末 120A によって商品が出品されてから、支払処理が完了するまでの間に行われたユーザ A の売主としての行動に関する情報を含めるように更新する (S19)。

20

【 0 0 6 5 】

また、端末 120A からサーバ 110A に出品ページの表示要求があると (S20)、サーバ 110A は、要求があった出品ページを端末 120A に送信する (S21)。そして、端末 120A は、出品ページを表示する (S22)。ユーザ A が、出品された商品の購入を決定し、購入することを示す情報をサーバ 110A に送信すると (S23)、サーバ 110A から売主の端末 120 に対して通知が送信され、売主であるユーザが商品の発送を行い、端末 120 及びサーバ 110A の間で支払処理が行われる。サーバ 110A は、ユーザ A が買主である場合におけるユーザ A の第 2 情報を、端末 120A によって出品ページが閲覧されてから、支払処理が完了するまでの間に行われたユーザ A の買主としての行動に関する情報を含めるように更新する (S24)。

30

【 0 0 6 6 】

最後に、サーバ 110A は、ユーザ A の第 1 情報及び第 2 情報に基づいて、ユーザ A の信用度を算出する (S25)。以上により、ユーザ A の信用度を算出する処理のシーケンスが終了する。

【 0 0 6 7 】

< 第 1 実施形態の信用度算出処理 >

図 6 は、第 1 実施形態に係るサーバ 110A により実行される信用度算出処理のフローチャートである。本例では、サーバ 110A によってユーザ A の信用度を算出する場合について説明する。

40

【 0 0 6 8 】

はじめに、サーバ 110A は、売主である場合におけるユーザ A に関する第 1 情報を取得する (S100)。また、サーバ 110A は、買主である場合におけるユーザ A に関する第 2 情報を取得する (S110)。第 1 情報を取得する処理 (S100) の詳細及び第 2 情報を取得する処理 (S110) の詳細は、各実施例にて説明する。なお、第 1 情報を取得する処理 (S100) と第 2 情報を取得する処理 (S110) との実行順序は逆であつてもよく、任意である。

【 0 0 6 9 】

その後、サーバ 110A は、取得した第 1 情報及び第 2 情報に基づいて、ユーザ A の信用度を算出する (S120)。以上により、信用度算出処理が終了する。

50

【 0 0 7 0 】

< < 第 1 実施例 > >

第 1 実施形態の第 1 実施例は、ユーザ A が売主である場合に、ユーザ A に関する第 1 情報を取得する実施例である。

【 0 0 7 1 】

< < 第 1 実施例の効果 > >

ユーザが売主となった場合における売上金額の実績に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

【 0 0 7 2 】

< < 第 1 実施例の機能構成 > >

(1) サーバの機能構成

図 7 は、第 1 実施形態の第 1 実施例に係るサーバ 110 に記憶された第 1 情報の第 1 例 410A である。第 1 情報の第 1 例 410A は、ユーザ A に関する第 1 情報の例であり、出品識別子毎に、売上金額、相場価格との差及び売上日の項目を含む。出品識別子は、ユーザ A からの出品を識別する連続番号であり、本例では、「10」、「11」及び「12」である。

【 0 0 7 3 】

本実施例に係るサーバ 110 の第 1 取得部 315 は、電子商取引プラットフォームにおける売上金額に関する情報を含む第 1 情報 410A を取得してよい。本例では、出品番号「10」について売上金額が「1,000 円」、出品番号「11」について売上金額が「0 円」、出品番号「12」について売上金額が「2,500 円」である。ここで、売上金額が「0 円」であることは、出品番号「11」の商品が売れていないことを表す。算出部 317 は、売上金額が高いほどユーザの信用度を高く算出してもよい。

【 0 0 7 4 】

第 1 取得部 315 は、売上金額の統計値及び売上金額と相場価格の差の少なくともいずれかに関する情報を含む第 1 情報 410A を取得してよい。ここで、売上金額の統計値は、複数の出品商品に関する売上金額の平均値や分散を含んでよく、複数の商品に関する売上金額と相場価格の差の平均値や分散を含んでもよい。また、相場価格は、電子商取引プラットフォームに出品された同一又は同種の商品に関する特定の日時における売出価格の平均であったり、購入価格の平均であったりしてよい。

【 0 0 7 5 】

本例では、第 1 情報 410A は、売上金額と、2018 年 7 月 1 日における相場価格との差を表す「相場価格との差（2018 年 7 月 1 日）」という項目を含む。具体的には、出品番号「10」について相場価格との差が「-200 円」、出品番号「11」について相場価格との差が「-」、出品番号「12」について相場価格との差が「+100 円」である。相場価格との差がマイナスである場合、売上金額が相場価格より低かったことを表し、相場価格との差がプラスである場合、売上金額が相場価格より高かったことを表す。なお、出品番号「11」については、売上の実績が無いため、相場価格との差が格納されていない。算出部 317 は、売上金額の統計値に基づいて、売上が安定的に得られているほど信用度を高く算出してもよい。また、算出部 317 は、売上金額と相場価格の差が小さいほど、信用度を高く算出してもよいし、売上金額と相場価格の差が小さいほど、信用度を低く算出してもよい。

【 0 0 7 6 】

第 1 取得部 315 は、電子商取引プラットフォームにおける売上金の発生頻度に関する情報を含む第 1 情報を取得してよい。ここで、売上金の発生頻度に関する情報は、1カ月あたり何回の売上が発生しているかを表す情報であったり、ある商品が売れてから別の商品が売れるまでの間隔を表す情報であったりしてよい。本例では、第 1 情報 410A は、売上日を含む。具体的には、出品番号「10」について売上日が「2018 年 6 月 20 日」、出品番号「11」について売上日が「-」、出品番号「12」について売上日が「2

10

20

30

40

50

「018年6月25日」である。すなわち、本例の第1情報410Aは、売上が5日間隔で発生していることを表す情報を含む。

【0077】

第1取得部315は、電子商取引プラットフォームにおける出品数及び出品数に対する取引成立数の割合の少なくともいずれかに関する情報を含む第1情報を取得してよい。ここで、出品数は、所定の期間（例えば1ヶ月）に新たに出品された商品又はサービスの数であったり、ユーザが電子商取引プラットフォームの利用を始めてから現在までの累積出品数であったりしてよい。本例では、第1情報410Aは、出品識別子及び売上日を含む。すなわち、本例の第1情報410Aは、出品識別子によって出品数を表し、売上日に日付が格納されている割合によって出品数に対する取引成立数の割合を表している。本例の第1情報410Aは、出品数が3であることを表す情報を含み、出品数に対する取引成立数の割合が2/3であることを表す情報を含む。算出部317は、売上金の発生頻度が多いほど、信用度を高く算出してもよい。

【0078】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0079】

<< 第1実施例の動作処理 >>

図8は、第1実施形態の第1実施例に係るサーバ110により実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第1情報を取得する処理(S100)の詳細を示すものである。

【0080】

はじめに、サーバ110は、第1情報として、売上金額に関する情報を取得する(S101A)。また、サーバ110は、第1情報として、売上金額の統計値及び売上金額と相場価格の差の少なくともいずれかに関する情報を取得する(S102A)。さらに、サーバ110は、売上金額の発生頻度に関する情報を取得し(S103A)、出品数及び出品数に対する取引成立数の割合の少なくともいずれかに関する情報を取得する(S104A)。

【0081】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第1情報に含めてもよい。以上により、第1情報を取得する処理が終了する。

【0082】

<< 第2実施例 >>

第1実施形態の第2実施例は、ユーザAが売主である場合に、ユーザAに関する第1情報を取得する実施例である。

【0083】

<< 第2実施例の効果 >>

ユーザが売主として出品した商品又はサービスの属性に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

【0084】

<< 第2実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

図9は、第1実施形態の第2実施例に係るサーバ110に記憶された第1情報の第2例410Bである。第1情報の第2例410Bは、ユーザAに関する第1情報の例であり、出品識別子毎に、商品種類、出品禁止及び価格帯の項目を含む。出品識別子は、ユーザAからの出品を識別する連続番号であり、本例では、「20」、「21」及び「22」である。

【 0 0 8 5 】

本実施例に係るサーバ110の第1取得部315は、電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの属性に関する情報を含む第1情報410Bを取得してよい。ここで、商品又はサービスの属性に関する情報は、商品又はサービスの種類に関する情報、出品が禁止されているか否かに関する情報、商品又はサービスの価格帯に関する情報を含んでよい。本例では、出品番号「20」について商品種類が「財布」、出品番号「21」について商品種類が「服」、出品番号「22」について商品種類が「服」である。なお、これらの商品種類は一例であって、より細かく商品種類を分類してもよい。算出部317は、商品又はサービスの種類が特定の種類である場合に、信用度を低く算出してもよい。

【 0 0 8 6 】

第1情報410Bは、出品禁止に関する項目を含む。具体的には、出品番号「20」、「21」及び「22」について出品禁止が「NO」であり、いずれの商品も出品が禁止されていないことを示している。算出部317は、出品が禁止されている商品又はサービスを出品している場合に、信用度を低く算出してもよい。

【 0 0 8 7 】

また、第1情報410Bは、価格帯に関する項目を含む。具体的には、出品番号「20」について価格帯が「1万円以上」、出品番号「21」について価格帯が「5千円～1万円」、出品番号「22」について価格帯が「1千円～5千円」である。なお、これらの価格帯の区切り方は一例であって、異なる区切り方を採用してもよい。算出部317は、商品又はサービスの価格帯が高いほど、信用度を高く算出してもよい。また、算出部317は、出品している商品又はサービスの価格帯がばらついているほど、信用度を高く算出してもよい。

10

【 0 0 8 8 】**(2) 端末の機能構成**

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【 0 0 8 9 】**<< 第2実施例の動作処理 >>**

図10は、第1実施形態の第2実施例に係るサーバ110により実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第1情報を取得する処理(S100)の詳細を示すものである。

20

【 0 0 9 0 】

はじめに、サーバ110は、第1情報として、商品の種類に関する情報を取得する(S101B)。また、サーバ110は、第1情報として、出品禁止に該当するか否かに関する情報を取得する(S102B)。さらに、サーバ110は、価格帯に関する情報を取得する(S103B)。

【 0 0 9 1 】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第1情報に含めてもよい。以上により、第1情報を取得する処理が終了する。

30

【 0 0 9 2 】**<< 第3実施例 >>**

第2実施形態の第3実施例は、ユーザAが買主である場合に、ユーザAに関する第2情報を取得する実施例である。

40

【 0 0 9 3 】**<< 第3実施例の効果 >>**

ユーザが買主として支払いを行った実績に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

【 0 0 9 4 】

50

<<第3実施例の機能構成>>

(1) サーバの機能構成

図11は、第1実施形態の第3実施例に係るサーバ110に記憶された第2情報の第1例420Aである。第2情報の第1例420Aは、ユーザAに関する第2情報の例であり、出品ページ識別子毎に、支払金額、相場価格との差、売買成立日、支払日及び支払遅延の項目を含む。出品ページ識別子は、ユーザAが閲覧した出品ページを識別する連続番号であり、本例では、「30」、「31」及び「32」である。

【0095】

本実施例に係るサーバ110の第2取得部316は、電子商取引プラットフォームにおける支払金額に関する情報を含む第2情報420Aを取得してよい。本例では、出品番号「30」について支払金額が「800円」、出品番号「31」について支払金額が「2,000円」、出品番号「32」について支払金額が「1,500円」である。算出部317は、支払金額が多いほど、信用度を高く算出してもよい。

10

【0096】

第2取得部316は、支払金額の統計値及び支払金額と相場価格の差の少なくともいずれかに関する情報を含む第2情報420Aを取得してよい。ここで、支払金額の統計値は、複数の商品に関する支払金額の平均値や分散を含んでよく、複数の商品に関する支払金額と相場価格の差の平均値や分散を含んでもよい。また、相場価格は、電子商取引プラットフォームに出品された同一又は同種の商品に関する特定の日時における売出価格の平均であったり、購入価格の平均であったりしてよい。

20

【0097】

本例では、第2情報420Aは、支払金額と、2018年7月1日における相場価格との差を表す「相場価格との差(2018年7月1日)」という項目を含む。具体的には、出品番号「30」について相場価格との差が「-100円」、出品番号「31」について相場価格との差が「0円」、出品番号「32」について相場価格との差が「+100円」である。相場価格との差がマイナスである場合、売上金額が相場価格より低かったことを表し、相場価格との差がプラスである場合、売上金額が相場価格より高かったことを表す。算出部317は、支払金額の統計値に基づいて、支払が安定的に行われているほど信用度を高く算出してもよい。また、算出部317は、支払金額と相場価格の差が小さいほど、信用度を高く算出してもよいし、支払金額と相場価格の差が小さいほど、信用度を低く算出してもよい。

30

【0098】

第2取得部316は、電子商取引プラットフォームにおける支払の遅延に関する情報を含む第2情報420Aを取得してよい。本例では、第2情報420Aは、売買成立日、支払日及び支払遅延の項目を含む。具体的には、出品番号「30」について売買成立日が「2018年6月21日」、支払日が「2018年6月22日」で支払遅延が「無し」、出品番号「31」について売買成立日が「2018年6月21日」、支払日が「2018年6月24日」で支払遅延が「1日」、出品番号「32」について売買成立日が「2018年6月25日」、支払日が「2018年6月25日」で支払遅延が「無し」である。すなわち、本例の第2情報420Aは、3件の支払いのうち1件について、1日の支払遅延が生じていることを表す情報を含む。本例では、売買成立日から2日以内に支払を行わない場合に支払遅延が生じているものとして扱っているが、売買成立日から支払までの期限は任意である。算出部317は、支払の遅延が多いほど、信用度を低く算出してもよい。算出部317は、売買成立時から支払時までの時間が短いほど、信用度を高く算出してもよい。この場合、算出部317は、売買成立時から支払時までの時間が短いほど信用度が高くなるように、信用度を連続的に算出してもよいし、信用度を離散的に算出してもよい。売買成立時から支払時までの時間は、支払の遅延に関する情報の一例である。

40

【0099】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と

50

同様であるため、説明を省略する。

【0100】

<< 第3実施例の動作処理 >>

図12は、第1実施形態の第3実施例に係るサーバ110により実行される第2情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第2情報を取得する処理(S110)の詳細を示すものである。

【0101】

はじめに、サーバ110は、第2情報として、支払金額に関する情報を取得する(S11A)。また、サーバ110は、第2情報として、支払金額の統計値及び支払金額と相場価格の差の少なくともいずれかに関する情報を取得する(S112A)。さらに、サーバ110は、支払の遅延に関する情報を取得する(S113A)。

10

【0102】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第2情報に含めてもよい。以上により、第2情報を取得する処理が終了する。

【0103】

<< 第4実施例 >>

第1実施形態の第4実施例は、ユーザAが買主である場合に、ユーザAに関する第2情報を取得する実施例である。

20

【0104】

<< 第4実施例の効果 >>

ユーザが買主として商品又はサービスを購入するまでの行動に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

【0105】

<< 第4実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

図13は、第1実施形態の第4実施例に係るサーバ110に記憶された第2情報の第2例420Bである。第2情報の第2例420Bは、ユーザAに関する第2情報の例であり、出品ページ識別子毎に、購入までの時間、購入までに閲覧した商品の属性、購入までに閲覧した商品の数の項目を含む。出品ページ識別子は、ユーザAが閲覧した出品ページを識別する連続番号であり、本例では、「40」、「41」及び「42」である。

30

【0106】

本実施例に係るサーバ110の第2取得部316は、ユーザが電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスを購入するまでの行動に関する情報を含む第2情報420Bを取得してよい。ここで、商品又はサービスを購入するまでの行動に関する情報は、購入までの時間に関する情報、購入までに閲覧した商品の属性に関する情報、購入までに閲覧した商品の数に関する情報を含んでよい。本例では、出品番号「40」について購入までの時間が「10分」、出品番号「41」について購入までの時間が「2日」、出品番号「42」について購入までの時間が「30分」である。算出部317は、購入までの時間が長いほど、信用度を高く算出してもよいし、購入までの時間が長いほど、信用度を低く算出してもよい。なお、ユーザが電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスを購入するまでの時間とは、ユーザが出品ページを初めて閲覧してから、支払処理が完了するまでの時間である。

40

【0107】

第2取得部316は、購入までに閲覧した商品の属性に関する情報を含む第2情報420Aを取得してよい。ここで、商品の属性は、商品の種類、出品が禁止されているか否か、価格帯等により表されてよい。本例では、出品番号「40」について購入までに閲覧した商品の属性が「同じ」、出品番号「41」について購入までに閲覧した商品の属性が「4種類」、出品番号「42」について購入までに閲覧した商品の属性が「同じ」である。

50

ここで、購入までに閲覧した商品の属性が「同じ」とは、商品を購入するまでに、その商品と同じ属性の出品ページを閲覧していることを意味する。また、購入までに閲覧した商品の属性が「4種類」とは、商品を購入するまでに、その商品と異なる4種類の属性の出品ページを閲覧していることを意味する。算出部317は、購入までに閲覧した商品の属性が多いほど、信用度を高く算出してもよいし、購入までに閲覧した商品の属性が多いほど、信用度を低く算出してもよい。

【0108】

第2取得部316は、購入までに閲覧した商品の数に関する情報を含む第2情報420Aを取得してよい。本例では、出品番号「40」について購入までに閲覧した商品の数が「1」、出品番号「41」について購入までに閲覧した商品の数が「20」、出品番号「42」について購入までに閲覧した商品の数が「4」である。算出部317は、購入までに閲覧した商品の数が多いほど、信用度を高く算出してもよいし、購入までに閲覧した商品の数が多いほど、信用度を低く算出してもよい。10

【0109】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0110】

<< 第4実施例の動作処理 >>

図14は、第1実施形態の第4実施例に係るサーバ110により実行される第2情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第2情報を取得する処理(S110)の詳細を示すものである。20

【0111】

はじめに、サーバ110は、第2情報として、購入までの時間に関する情報を取得する(S111B)。また、サーバ110は、第2情報として、購入までに閲覧した他の商品の種類に関する情報を取得する(S112B)。さらに、サーバ110は、購入までに閲覧した他の商品の数に関する情報を取得する(S113B)。

【0112】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第2情報に含めてもよい。以上により、第2情報を取得する処理が終了する。30

【0113】

<< 第5実施例 >>

第1実施形態の第5実施例は、ユーザAが買主及び売主として商取引を成立させるまでの履歴に基づいてユーザの信用度を算出する実施例である。

【0114】

<< 第5実施例の効果 >>

ユーザが買主及び売主として商取引を成立させるまでの履歴に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。40

【0115】

<< 第5実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

図15は、第1実施形態の第5実施例に係るサーバ110に記憶された第1情報の第3例410Cである。第1情報の第3例410Cは、ユーザAに関する第1情報の例であり、出品識別子毎に、売上金額、取引完了までの期間、取引時間帯及び価格変更の項目を含む。出品識別子は、ユーザAからの出品を識別する連続番号であり、本例では、「10」、「11」及び「12」である。なお、本例では、第1情報の例を示すが、取引完了までの期間、取引時間帯及び価格変更の項目は、第2情報に含まれてもよい。

【0116】

本実施例に係るサーバ110の第1取得部315は、電子商取引プラットフォームにおける売上金額に関する情報を含む第1情報410Cを取得してよい。本例では、出品番号「10」について売上金額が「1,000円」、出品番号「11」について売上金額が「0円」、出品番号「12」について売上金額が「2,500円」である。算出部317は、売上金額が高いほどユーザの信用度を高く算出してもよい。

【0117】

第1取得部315は、電子商取引プラットフォームにおける取引金額、取引完了までの期間及び取引時間帯の少なくともいずれかを含む第1情報410Cを取得してよい。同様に、第2取得部316は、電子商取引プラットフォームにおける取引金額、取引完了までの期間及び取引時間帯の少なくともいずれかを含む第2情報を取得してよい。本例では、出品番号「10」について取引完了までの期間が「2日」で、取引時間帯が「昼～夜」、出品番号「11」について取引完了までの期間が「-」で、取引時間帯が「昼～夜」、出品番号「12」について取引完了までの期間が「6時間」で、取引時間帯が「朝～昼」である。算出部317は、取引完了までの期間が短いほどユーザの信用度を高く算出してもよいし、取引完了までの期間が短いほどユーザの信用度を低く算出してもよい。また、算出部317は、取引時間帯が早いほどユーザの信用度を高く算出してもよいし、取引完了までの期間が早いほどユーザの信用度を低く算出してもよい。

10

【0118】

第1取得部315は、ユーザの行動に起因して電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスの価格が変更された履歴に関する情報を含む第1情報410Cを取得してよい。同様に、第2取得部316は、ユーザの行動に起因して電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスの価格が変更された履歴に関する情報を含む第2情報を取得してよい。本例では、出品番号「10」について価格変更が「200円値下げ」、出品番号「11」について価格変更が「100円値下げ」、出品番号「12」について価格変更が「100円値下げ」である。算出部317は、価格が値下げされた場合に、値下げ幅が大きいほどユーザの信用度を高く算出してもよいし、値下げ幅が大きいほどユーザの信用度を低く算出してもよい。

20

【0119】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

30

【0120】

<< 第5実施例の動作処理 >>

図16は、第1実施形態の第5実施例に係るサーバ110により実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第1情報を取得する処理(S100)の詳細を示すものである。

【0121】

はじめに、サーバ110は、第1情報として、売上金額に関する情報を取得する(S101C)。また、サーバ110は、第1情報として、取引完了までの期間に関する情報を取得する(S102C)。さらに、サーバ110は、取引時間帯に関する情報を取得し(S103C)、価格変更の履歴に関する情報を取得する(S104C)。

40

【0122】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第1情報に含めてもよい。以上により、第1情報を取得する処理が終了する。なお、サーバ110は、取引完了までの期間に関する情報、取引時間帯に関する情報及び価格変更の履歴に関する情報を第2情報として取得してもよい。

【0123】

<< 第6実施例 >>

第1実施形態の第6実施例は、ユーザAの属性に基づいて信用度を算出する実施例であ

50

る。

【0124】

<< 第6実施例の効果 >>

ユーザの属性に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

【0125】

<< 第6実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

図17は、第1実施形態の第6実施例に係るサーバ110に記憶された第2情報の第3例420Cである。第2情報の第3例420Cは、ユーザAに関する第2情報の例であり、ユーザのプロフィール情報、位置情報及び取引口座残高の項目を含む。なお、本例では、第2情報の例を示すが、ユーザのプロフィール情報、位置情報及び取引口座残高の項目は、第1情報に含まれてもよい。

10

【0126】

本実施例に係るサーバ110の第2取得部316は、ユーザのプロフィール情報を含む第2情報420Cを取得してよい。ここで、プロフィール情報は、年齢に関する情報と性別に関する情報を含んでよい。本例では、ユーザAについて、年齢が「30」であり、性別が「男」である。算出部317は、年齢及び性別に基づいて信用度を算出してもよい。

20

【0127】

第2取得部316は、ユーザに対応する端末の位置情報を含む第2情報420Cを取得してよい。本例では、位置情報は「東京都」である。なお、位置情報は、端末120のGPS(Global Positioning System)機能により得られる位置情報であったり、IPアドレスから特定される位置情報であったりしてよく、都道府県や市区町村を示す情報であったり、緯度経度を示す情報であったりしてよい。算出部317は、位置情報に基づいてユーザの居住地や勤務地を予測し、推定される収入から信用度を算出してもよい。

【0128】

第2取得部316は、ユーザの取引口座の残高に関する情報を含む第2情報420Cを取得してよい。ここで、取引口座は、電子商取引プラットフォームで用いることのできる口座であってよいが、一般的な銀行口座であってもよい。本例では、取引口座残高は、「10,000円」である。算出部317は、取引口座の残高が多いほど信用度を高く算出してもよい。

30

【0129】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0130】

<< 第6実施例の動作処理 >>

図18は、第1実施形態の第6実施例に係るサーバ110により実行される第2情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第2情報を取得する処理(S110)の詳細を示すものである。

40

【0131】

はじめに、サーバ110は、第2情報として、プロフィール情報を取得する(S111C)。また、サーバ110は、第2情報として、端末120Aの位置情報を取得する(S112C)。さらに、サーバ110は、取引口座の残高に関する情報を取得する(S113C)。

【0132】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第2情報に含めてもよい。以上により、第2情報を取得する処理が終了する。なお、サーバ110は、ユーザのプロフィール情

50

報、位置情報及び取引口座の残高に関する情報を第1情報として取得してもよい。

【0133】

<<第7実施例>>

第1実施形態の第7実施例は、ユーザAが他のユーザに対してとった行動に基づいて信用度を算出する実施例である。

【0134】

<<第7実施例の効果>>

ユーザが他のユーザに対してとった行動に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

10

【0135】

<<第7実施例の機能構成>>

(1) サーバの機能構成

図19は、第1実施形態の第7実施例に係るサーバ110に記憶された第1情報の第4例410Dである。第1情報の第4例410Dは、ユーザAに関する第1情報の例であり、出品識別子毎に、売上金額、コメント及びキャンセル履歴の項目を含む。出品識別子は、ユーザAからの出品を識別する連続番号であり、本例では、「10」、「11」及び「12」である。なお、本例では、第1情報の例を示すが、コメント及びキャンセル履歴の項目は、第2情報に含まれてもよい。

【0136】

本実施例に係るサーバ110の第1取得部315は、電子商取引プラットフォームにおける売上金額に関する情報を含む第1情報410Dを取得してよい。本例では、出品番号「10」について売上金額が「1,000円」、出品番号「11」について売上金額が「0円」、出品番号「12」について売上金額が「2,500円」である。算出部317は、売上金額が高いほどユーザの信用度を高く算出してもよい。

20

【0137】

第1取得部315は、ユーザが他のユーザに対して記載したコメントに関する情報を含む第1情報410Dを取得してよい。本例では、出品番号「10」についてコメントが「コメントA」、出品番号「11」についてコメントが「コメントB」、出品番号「12」についてコメントが「コメントC」である。なお、コメントは、売主と複数の買主の間で複数回にわたってやり取りされてよい。算出部317は、コメントが親切であるほど信用度を高く算出してもよい。また、算出部317は、相手のコメントに対する返信が早いほど信用度を高く算出してもよい。

30

【0138】

第1取得部315は、ユーザが販売をキャンセルした履歴に関する情報を含む第1情報410Dを取得してよい。本例では、出品番号「10」についてキャンセル履歴が「-」、出品番号「11」についてキャンセル履歴が「有り」、出品番号「12」についてキャンセル履歴が「-」である。すなわち、出品番号「10」及び「12」について、ユーザAが販売をキャンセルした履歴が無いが、出品番号「11」について販売をキャンセルしている。算出部317は、ユーザが販売をキャンセルした履歴が多いほど信用度を低く算出してもよい。

40

【0139】

同様に、第2取得部316は、ユーザが購入をキャンセルした履歴に関する情報を含む第2情報を取得してよい。そして、算出部317は、ユーザが購入をキャンセルした履歴が多いほど信用度を低く算出してもよい。

【0140】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0141】

50

<<第7実施例の動作処理>>

図20は、第1実施形態の第5実施例に係るサーバ110により実行される第1情報を取得する処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図6に示す信用度算出処理のうち第1情報を取得する処理(S100)の詳細を示すものである。

【0142】

はじめに、サーバ110は、第1情報として、他のユーザに記載したコメントに関する情報を取得する(S101D)。また、サーバ110は、第1情報として、販売をキャンセルした履歴に関する情報を取得する(S102D)。

【0143】

なお、これらの情報を取得する順序は任意である。また、サーバ110は、これらの情報のうち一部を取得しなくてもよいし、他の情報を第1情報に含めてもよい。以上により、第1情報を取得する処理が終了する。なお、サーバ110は、他のユーザに記載したコメントに関する情報及び購入をキャンセルした履歴に関する情報を第2情報として取得してもよい。

10

【0144】

<<第8実施例>>

第1実施形態の第8実施例は、ユーザAと交友関係のある他のユーザの信用度に基づいてユーザAの信用度を算出する実施例である。

【0145】

<<第8実施例の効果>>

20

ユーザと交友関係のある他のユーザの信用度に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

【0146】

<<第8実施例の機能構成>>

(1) サーバの機能構成

本実施例に係るサーバ110の算出部317は、ソーシャルネットワーキングサイトを提供するサードパーティ・システム140から、ソーシャルネットワーキングサイトにおいてユーザAと交友関係がある他のユーザを識別する情報を取得し、ユーザAと交友関係がある他のユーザに関する信用度を記憶部314から取得する。そして、算出部317は、ユーザAの信用度を、ユーザAの第1情報、ユーザAの第2情報及びユーザAと交友関係がある他のユーザの信用度に基づいて算出する。

30

【0147】

算出部317は、ユーザAの信用度を、ユーザAの第1情報、ユーザAの第2情報、ユーザAと交友関係がある他のユーザの信用度及びユーザAと他のユーザとの親密度に基づいて算出してもよい。例えば、算出部317は、親密度が比較的高いユーザの信用度に関する重み付けを大きくし、親密度が比較的低いユーザの信用度に関する重み付けを小さくして、ユーザAの信用度と、ユーザAと交友関係がある他のユーザの信用度とを重み付け平均することで、ユーザAの信用度を算出してもよい。

【0148】

親密度は、交友関係が成立している期間、ユーザと他のユーザと共に通して交友関係があるユーザの数、ユーザと他のユーザと共に通して交友関係があるユーザの割合及びユーザと他のユーザの間のコミュニケーションの頻度の少なくともいずれかに基づいて算出されてよい。

40

【0149】

ここで、交友関係が成立している期間は、特定のソーシャルネットワーキングサイトにおいて交友関係が成立している期間であってよい。また、ユーザと他のユーザの間のコミュニケーションは、投稿へのコメント、いいね、メッセージのやりとり等の頻度であってよい。

【0150】

50

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0151】

<< 第8実施例の動作処理 >>

図21は、第1実施形態の第8実施例に係るサーバ110により実行される信用度算出処理のフローチャートである。本例では、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出する場合について説明する。

【0152】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S100)。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S110)。第1情報を取得する処理(S100)の詳細及び第2情報を取得する処理(S110)の詳細は、第1実施例～第7実施例にて説明したものであってよい。なお、第1情報を取得する処理(S100)と第2情報を取得する処理(S110)との実行順序は逆であってもよく、任意である。

10

【0153】

その後、サーバ110Aは、ソーシャルネットワーキングにおいてユーザAと交友関係がある他のユーザに関する信用度を取得する(S130)。そして、サーバ110Aは、ユーザAと、ユーザAと交友関係がある他のユーザとの親密度を算出する(S140)。最後に、サーバ110Aは、第1情報、第2情報、他のユーザの信用度及び他のユーザとの親密度に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S150)。以上により、信用度算出処理が終了する。

20

【0154】

<< 第9実施例 >>

第1実施形態の第9実施例は、ユーザAが利用している他のサービスの属性に基づいて信用度を算出する実施例である。

【0155】

<< 第9実施例の効果 >>

ユーザが利用している他のサービスの属性に基づいてユーザの信用度を評価することができ、信用度を算出するための処理負荷を低く抑えつつ、より適切な信用度を算出することができるという効果が得られる。

30

【0156】

<< 第9実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

本実施例に係るサーバ110の算出部317は、ユーザAが利用している、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームに関する情報をサードパーティ・システム140から取得し、ユーザAの信用度を、ユーザAの第1情報、ユーザAの第2情報及びユーザAが利用しているサービスプラットフォームに関する情報に基づいて算出する。

40

【0157】

サービスプラットフォームに関する情報は、サービスプラットフォームで提供されるサービスの属性に関する情報を含んでよい。サービスの属性に関する情報は、例えば通販、ポッドキャスト、投資、ギャンブル等のサービスの種類を表す情報であってよい。算出部317は、サービスの属性が良い場合に、信用度を高く算出してよく、サービスの属性が悪い場合に、信用度を低く算出してよい。なお、サービスの属性の良し悪しは、予め定められた基準に基づいて決定されてよい。

【0158】

サービスプラットフォームに関する情報は、ユーザAによるサービスプラットフォームで提供されるサービスの利用回数及びユーザAによりサービスに対して支払われた金額の少なくともいずれかに関する情報を含んでよい。算出部317は、サービスの利用回数及

50

びサービスに対して支払われた金額が多いほど信用度を高く算出してよく、サービスの利用回数及びサービスに対して支払われた金額が多いほど信用度を低く算出してもよい。

【0159】

サービスプラットフォームに関する情報は、サービスプラットフォームにおいてユーザが入力した単語に関する情報を含んでもよい。ここで、ユーザが入力した単語に関する情報は、サードパーティ・システム140によって数値化された情報であってよく、入力された単語そのものを復元できない情報であってもよい。算出部317は、ユーザが入力した単語の属性が良い場合に、信用度を高く算出してよく、ユーザが入力した単語の属性が悪い場合に、信用度を低く算出してもよい。なお、単語の属性の良し悪しは、予め定められた基準に基づいて決定されてよい。

10

【0160】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0161】

<< 第9実施例の動作処理 >>

図22は、第1実施形態の第9実施例に係るサーバ110により実行される信用度算出処理のフローチャートである。本例では、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出する場合について説明する。

【0162】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S100)。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S110)。第1情報を取得する処理(S100)の詳細及び第2情報を取得する処理(S110)の詳細は、第1実施例～第7実施例にて説明したものであってよい。なお、第1情報を取得する処理(S100)と第2情報を取得する処理(S110)との実行順序は逆であってもよく、任意である。

20

【0163】

その後、サーバ110Aは、ユーザAが利用している、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームに関する情報を取得する(S160)。そして、サーバ110Aは、第1情報、第2情報及びサービスプラットフォームに関する情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S170)。以上により、信用度算出処理が終了する。

30

【0164】

< 第2実施形態 >

従来、例えば特許文献1に記載のように、インターネットを用いた商取引における買主の支払い能力を評価するため信用度を算出することがある。また、売主が公正な取引を行っているか評価するため信用度を算出することもある。しかしながら、電子商取引プラットフォームでは、ユーザが買主及び売主の両方になり得るため、買主及び売主のいずれか一方の観点での評価では、ユーザの信用度を適切に評価できないことがある。そのため、買主及び売主両方の立場についてユーザが適切な行動を取るインセンティブを与えることが難しかった。

40

【0165】

第2実施形態は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報を取得して、ユーザの信用度を、第1情報及び第2情報に基づいて算出し、算出した信用度に基づいて、電子商取引プラットフォームの利用に関する特典をユーザに付与する実施形態である。

【0166】

図23は、第2実施形態に係る通信システム1の概要を示す。第2実施形態に係る通信システム1では、サーバ110Aと、ユーザAが用いる端末120A、ユーザBが用いる端末120B及びユーザCが用いる端末120Cと、の間で電子商取引プラットフォーム

50

における商取引に関する情報を送受信し、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出し、算出した信用度に基づいて、電子商取引プラットフォームの利用に関する特典をユーザAに付与する。

【0167】

図23の左上には、端末120Aに「商品情報入力」の画面が表示され、「商品画像」として鞄の画像が表示されている。このように、ユーザAは、自身が所有する鞄を電子商取引プラットフォームに出品することができる。ユーザAが出品した商品の情報は、サーバ110Aに記憶され、例えばユーザBが用いる端末120Bによって出品ページが閲覧される。図23の右上には、端末120BにユーザAが出品した鞄の商品画像が先頭に表示され、その次に他のユーザが出品した鞄の商品画像が表示されている。このように、ユーザAは、信用度に応じて、出品した商品画像を優先的に表示させる特典を得ることができる。

10

【0168】

一方、図23の右下には、ユーザCの用いる端末120Cに「商品情報入力」の画面が表示され、「商品画像」として本の画像が表示されている。ユーザAは、端末120Aにより、ユーザCによって出品された本の出品ページを閲覧することができる。図23の左下には、端末120Aに本の商品画像が表示され、「10%割引!」という条件で「購入」ボタンが表示されている。ユーザAは、「購入」ボタンを押下することで、ユーザCによって提示された金額の10%引きで本を購入することができる。このように、ユーザAは、信用度に応じて、商品の購入価格の割引を受ける特典を得ることができる。

20

【0169】

第2実施形態に係る情報処理装置200によれば、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主及び売主の両方になり得る場合に、ユーザの信用度を適切に評価して、電子商取引プラットフォームの利用に関する特典をユーザに付与することができる。これにより、買主及び売主両方の立場についてユーザが適切な行動を取るインセンティブを与えることができ、不適切な行動が行われる場合と比較して商取引の処理負荷を低減することができ、なめらかな商取引を実現することができるという効果が得られる。

【0170】

<第2実施形態の機能構成>

図24を用いてサーバ110、および/または、端末120の機能構成を説明する。図24に開示の機能部は、情報処理装置200が備えるプロセッサ201と、メモリ202と、ストレージ203と、入出力I/F204と、通信I/F205との協働により実現される。図24は、第2実施形態に係る情報処理装置200の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。図24は、複数のユーザの間で商取引を行うための通信システム1の機能的構成を示すブロック図であり、通信システム1は、サーバ110A、110B及び端末120A、120B、120Cを含む。

30

【0171】

(1) サーバの機能構成

サーバ110Aは、入出力I/F311と、通信I/F312と、制御部313と、記憶部314とを有する。さらに、制御部313は、第1取得部315、第2取得部316、算出部317及び付与部318を含む。また、記憶部314には、プログラム400の他に、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報410と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報420とが記憶されている。サーバ110Bについては、サーバ110Aと同様の構成であるため、説明を省略する。

40

【0172】

付与部318は、算出部317により算出された信用度に基づいて、電子商取引プラットフォームの利用に関する特典をユーザに付与する。特典の具体的な内容については、各実施例にて説明する。なお、付与部318以外の機能構成については、第1実施形態に係るサーバ110の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

50

【0173】**(2) 端末の機能構成**

第2実施形態に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0174】

<第2実施形態の動作処理>

図25は、第2実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。図25では、ユーザAが電子商取引プラットフォームにおいて売主及び買主として行動した後、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出し、信用度に基づいてユーザAに特典を付与する処理のシーケンスを示す。

10

【0175】

はじめに、ユーザAが用いる端末120Aからサーバ110Aに対して出品依頼が送信される(S30)。これに応答して、サーバ110Aから端末120Aに対して商品情報の入力画面が送信される(S31)。ユーザAは、端末120Aによって、出品する商品の写真や商品に関する情報を含む商品情報を入力し、サーバ110Aに送信する(S32)。サーバ110Aは、端末120Aから受信した商品情報を記憶部に記憶する(S33)。

【0176】

その後、ユーザBが用いる端末120Bからサーバ110Aに出品ページの表示要求があると(S34)、サーバ110Aは、要求があった出品ページを端末120Bに送信する(S35)。そして、端末120Bは、出品ページを表示する(S36)。ここで、端末120Bが要求する出品ページは、ユーザAによって出品された商品に関する出品ページであるとする。

20

【0177】

ユーザBが、ユーザAによって出品された商品の購入を決定し、購入することを示す情報をサーバ110Aに送信すると(S37)、サーバ110Aから端末120Aに対して通知が送信される(S38)。その後、ユーザAが商品の発送を行い、端末120A, 120B及びサーバ110Aの間で支払処理が行われる。サーバ110Aは、ユーザAが売主である場合におけるユーザAの第1情報を、端末120Aによって商品が出品されてから、支払処理が完了するまでの間に行われたユーザAの売主としての行動に関する情報を含めるように更新する(S39)。

30

【0178】

また、端末120Aからサーバ110Aに出品ページの表示要求があると(S40)、サーバ110Aは、要求があった出品ページを端末120Aに送信する(S41)。そして、端末120Aは、出品ページを表示する(S42)。ユーザAが、出品された商品の購入を決定し、購入することを示す情報をサーバ110Aに送信すると(S43)、サーバ110Aから売主の端末120に対して通知が送信され、売主であるユーザが商品の発送を行い、端末120及びサーバ110Aの間で支払処理が行われる。サーバ110Aは、ユーザAが買主である場合におけるユーザAの第2情報を、端末120Aによって出品ページが閲覧されてから、支払処理が完了するまでの間に行われたユーザAの買主としての行動に関する情報を含めるように更新する(S44)。

40

【0179】

サーバ110Aは、ユーザAの第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S45)。最後に、サーバ110Aは、信用度に基づいてユーザAに対して特典を付与する(S46)。以上により、ユーザAに特典を付与する処理のシーケンスが終了する。

【0180】

<第2実施形態の特典付与処理>

図26は、第2実施形態に係るサーバ110Aにより実行される特典付与処理のフローチャートである。本例では、サーバ110AによってユーザAに特典を付与する場合につ

50

いて説明する。

【0181】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S100)。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S110)。第1情報を取得する処理(S100)の詳細及び第2情報を取得する処理(S110)の詳細は、第1実施形態にて説明したものと同様であってよい。なお、第1情報を取得する処理(S100)と第2情報を取得する処理(S110)との実行順序は逆であってもよく、任意である。

【0182】

その後、サーバ110Aは、取得した第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S120)。最後に、サーバ110Aは、信用度に基づいて、電子商取引プラットフォームの利用に関する特典をユーザAに付与する(S180)。以上により、特典付与処理が終了する。

10

【0183】

<< 第1実施例 >>

第2実施形態の第1実施例は、ユーザが売主となった場合に適切な行動を取るようにインセンティブを与える実施例である。

【0184】

<< 第1実施例の効果 >>

ユーザが売主となった場合に適切な行動を取るようにインセンティブを与えることができ、不適切な商取引に起因する処理負荷を低く抑えつつ、より快適な商取引を実現することができるという効果が得られる。

20

【0185】

<< 第1実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

付与部318は、ユーザが電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの出品ページを優先的に表示することを含む特典を、ユーザに付与してよい。付与部318は、ユーザの信用度に応じて、出品ページを表示する優先度を変化させてよい。

【0186】

付与部318は、ユーザが電子商取引プラットフォームに商品又はサービスを出品する場合における出品手数料の割引を含む特典を、ユーザに付与してよい。ここで、出品手数料は、電子商取引プラットフォームの利用手数料である。付与部318は、ユーザの信用度に応じて、出品手数料の割引率を変化させてよい。

30

【0187】

付与部318は、ユーザが電子商取引プラットフォームに商品又はサービスを出品し、商品又はサービスの購入がキャンセルされた場合における商品又はサービスに対する支払金額の補填を含む特典を、ユーザに付与してよい。ここで、支払金額の補填は、信用度に応じて、商品又はサービスに対する支払金額の全部又は一部について行われてよい。

【0188】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

40

【0189】

<< 第1実施例の動作処理 >>

図27は、第2実施形態の第1実施例に係るサーバ110Aにより実行される特典付与処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図26に示す特典付与処理のうち特典をユーザAに付与する処理(S180)の詳細を示すものである。本例では、ユーザAに対して、出品ページを優先的に表示する特典と、出品手数料を割引する特典と、購入がキャンセルされた場合に支払金額を補填する特典とが付与された場合について説明する。

50

【0190】

はじめに、サーバ110Aは、ユーザAが出品した商品又はサービスを優先的に表示する(S181A)。また、サーバ110Aは、ユーザAの出品手数料を割引する(S182A)。さらに、ユーザAが出品した商品又はサービスについて購入キャンセルが発生した場合(S183A: YES)、サーバ110Aは、支払金額の全部又は一部を補填する処理を行う(S184A)。以上により、特典をユーザAに付与する処理が終了する。

【0191】

<< 第2実施例 >>

第2実施形態の第2実施例は、ユーザが買主となった場合に適切な行動を取るようにインセンティブを与える実施例である。

10

【0192】

<< 第2実施例の効果 >>

ユーザが買主となった場合に適切な行動を取るようにインセンティブを与えることができ、不適切な商取引に起因する処理負荷を低く抑えつつ、より快適な商取引を実現することができるという効果が得られる。

【0193】

<< 第2実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

付与部318は、電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスをユーザが購入する場合における割引を含む特定を、ユーザに付与してよい。付与部318は、ユーザの信用度に応じて、購入金額の割引率を変化させてよい。

20

【0194】

付与部318は、電子商取引プラットフォームで利用可能なポイントの付与を含む特典を、ユーザに付与してよい。付与部318は、ユーザの信用度に応じて、付与するポイントの点数を変化させてよい。

【0195】**(2) 端末の機能構成**

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

30

【0196】

<< 第2実施例の動作処理 >>

図28は、第2実施形態の第2実施例に係るサーバ110Aにより実行される特典付与処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図26に示す特典付与処理のうち特典をユーザAに付与する処理(S180)の詳細を示すものである。本例では、ユーザAに対して、購入金額を割引する特典と、ポイントを付与する特典とが付与された場合について説明する。

【0197】

はじめに、サーバ110Aは、他のユーザが出品した商品又はサービスの金額を割引する(S181B)。また、サーバ110Aは、電子商取引プラットフォームで利用可能なポイントを付与する(S182B)。以上により、特典をユーザAに付与する処理が終了する。

40

【0198】

< 第3実施形態 >

従来、例えば特許文献1に記載のように、インターネットを用いた商取引における買主の支払い能力を評価するため信用度を算出することがある。また、売主が公正な取引を行っているか評価するため信用度を算出することもある。しかしながら、電子商取引プラットフォームでは、ユーザが買主及び売主の両方になり得るため、買主及び売主のいずれか一方の観点での評価では、ユーザの信用度を適切に評価できないことがある。そのため、買主及び売主両方の立場についてユーザが適切な行動を取るインセンティブを与えることが難しかった。

50

【 0 1 9 9 】

第3実施形態は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報とを取得して、ユーザの信用度を、第1情報及び第2情報に基づいて算出し、ユーザの債務に関する情報を取得して、算出した信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザに代わって履行する実施形態である。

【 0 2 0 0 】

図29は、第3実施形態に係る通信システム1の概要を示す。第3実施形態に係る通信システム1では、サーバ110Aと、ユーザAが用いる端末120Aと、サードパーティー・システム140との間で電子商取引プラットフォームにおける商取引に関する情報や債務に関する情報を送受信し、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出し、算出した信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザAに代わって履行する。
10

【 0 2 0 1 】

図29では、端末120Aによって、サードパーティー・システム140により提供されるサービスの予約が行われたことを「R E S E R V E D」という文字により示している。ここで、サードパーティー・システム140により提供されるサービスは、例えば飲食店での食事であってよい。

【 0 2 0 2 】

本例では、仮に、ユーザAが、サービスの予約を予約時間の直前又は予約時間を過ぎてキャンセルしたとする。その場合、予約されたサービスの全部又は一部が無駄となり、サードパーティー・システム140側に損害が生じることがある。例えば、サードパーティー・システム140により提供されるサービスが飲食の提供である場合、用意した料理を廃棄することとなって、損害が生じることがある。このような場合に、サードパーティー・システム140は、ユーザAに対する債務に相当するキャンセル料を、サーバ110Aに請求する。サーバ110Aは、ユーザAの信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザAに代わって履行する。図29では、債務の履行を、サーバ110Aからサードパーティー・システム140への矢印によって示している。
20

【 0 2 0 3 】

サーバ110Aは、ユーザAに代わって債務の全部又は一部を履行した場合に、債務の全部又は一部に相当する金額を、ユーザAから回収する処理を行う。サーバ110Aは、例えば、ユーザAが所持する商品を電子商取引プラットフォームに出品することをユーザAに促す。図29では、このような催促に応答して、端末120Aによって鞄が出品された場合を示している。
30

【 0 2 0 4 】

本例では、債務に関する情報は、飲食店のキャンセル料に関する情報であるが、債務に関する情報は、任意の債務の内容を表す情報であってよい。債務に関する情報は、例えば、返済すべき金銭の額及び返済期日に関する情報であったり、レンタルした物品の返済期日に関する情報であったり、レンタルした物品を修理するための金銭の額及び返済期日にに関する情報であったりしてよい。

【 0 2 0 5 】

第3実施形態に係る情報処理装置200によれば、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主及び売主の両方になり得る場合に、ユーザの信用度を適切に評価して、信用度に応じた割合でユーザの債務の全部又は一部をユーザに代わって履行することができる。これにより、買主及び売主両方の立場についてユーザが適切な行動を取るインセンティブを与えることができ、不適切な行動が行われる場合と比較して商取引の処理負荷を低減することができ、なめらかな商取引を実現することができるという効果が得られる。
40

【 0 2 0 6 】

< 第3実施形態の機能構成 >

図30を用いてサーバ110、および／または、端末120の機能構成を説明する。図30に開示の機能部は、情報処理装置200が備えるプロセッサ201と、メモリ202

と、ストレージ 203 と、入出力 I/F 204 と、通信 I/F 205 との協働により実現される。図 30 は、第 3 実施形態に係る情報処理装置 200 の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。図 30 は、複数のユーザの間で商取引を行うための通信システム 1 の機能的構成を示すブロック図であり、通信システム 1 は、サーバ 110A, 110B、端末 120A, 120B, 120C 及びサードパーティ・システム 140 を含む。

【0207】

(1) サーバの機能構成

サーバ 110A は、入出力 I/F 311 と、通信 I/F 312 と、制御部 313 と、記憶部 314 とを有する。さらに、制御部 313 は、第 1 取得部 315、第 2 取得部 316、算出部 317、第 3 取得部 319 及び履行部 320 を含む。また、記憶部 314 には、プログラム 400 の他に、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第 1 情報 410 と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第 2 情報 420 とが記憶されている。サーバ 110B については、サーバ 110A と同様の構成であるため、説明を省略する。

10

【0208】

第 3 取得部 319 は、ユーザの債務に関する情報を取得する。第 3 取得部 319 は、サードパーティ・システム 140 からユーザの債務に関する情報を取得してよい。また、第 3 取得部 319 は、サーバ 110 からユーザの債務に関する情報を取得してもよいし、端末 120 からユーザの債務に関する情報を取得してもよい。

20

【0209】

履行部 320 は、ユーザの信用度に応じた割合で、ユーザの債務の全部又は一部をユーザに代わって履行する。ここで、履行とは、債務に相当する金額を入金することであったり、債務に相当するレンタルした物品の返送を行うことであったりしてよい。なお、第 3 取得部 319 及び履行部 320 以外の機能構成については、第 1 実施形態に係るサーバ 110 の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0210】

(2) 端末の機能構成

第 3 実施形態に係る端末 120 の機能構成は、第 1 実施形態に係る端末 120 の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

30

【0211】

< 第 3 実施形態の動作処理 >

図 31 は、第 3 実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。図 31 では、ユーザ A が電子商取引プラットフォームにおいて売主及び買主として行動した後、サーバ 110A によってユーザ A の信用度を算出し、信用度に応じた割合で債務の全部又は一部をユーザ A に代わって履行する処理のシーケンスを示す。

【0212】

はじめに、サーバ 110A は、ユーザ A が用いる端末 120A から、電子商取引プラットフォームにおいてユーザ A が売主である場合におけるユーザ A に関する第 1 情報を取得する (S50)。また、サーバ 110A は、ユーザ A が用いる端末 120A から、電子商取引プラットフォームにおいてユーザ A が買主である場合におけるユーザ A に関する第 2 情報を取得する (S51)。そして、サーバ 110A は、ユーザ A の第 1 情報及び第 2 情報に基づいて、ユーザ A の信用度を算出する (S52)。

40

【0213】

その後、端末 120A からサードパーティ・システム 140 に対して、飲食店の予約に関する情報が送信される (S53)。そして、端末 120A からサードパーティ・システム 140 に対して、飲食店の予約のキャンセルに関する情報が送信される (S54)。ここでは、仮に、飲食店の予約のキャンセルが、予約時間の直前に行われて飲食店側がユーザ A に対して予め定められた額のキャンセル料の支払いを請求する場合について説明する。

【0214】

50

カードパーティー・システム 140 は、ユーザ A に対して直接支払いを求める代わりに、サーバ 110A に対して債務に関する情報を送信する (S55)。本例では、債務に関する情報は、飲食店のキャンセル料に相当する金額及び支払期日に関する情報を含んでよい。サーバ 110A は、ユーザ A の信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザ A に代わって履行する (S56)。具体的には、サーバ 110A は、債務の全部又は一部に相当する金額を、カードパーティー・システム 140 に対して入金する (S57)。

【0215】

最後に、サーバ 110A は、債務の全部又は一部に相当する金額を、ユーザ A から回収する処理を行う (S58)。回収処理については、各実施例にて詳しく説明する。以上により、債務の全部又は一部をユーザ A に代わって履行する処理のシーケンスが終了する。

10

【0216】

< 第3実施形態の債務履行処理 >

図32は、第3実施形態に係るサーバ 110A により実行される債務履行処理のフローチャートである。本例では、サーバ 110A によってユーザ A に代わって債務を履行し、その後、債務に相当する金額をユーザ A から回収する場合について説明する。

【0217】

はじめに、サーバ 110A は、売主である場合におけるユーザ A に関する第1情報を取得する (S100)。また、サーバ 110A は、買主である場合におけるユーザ A に関する第2情報を取得する (S110)。第1情報を取得する処理 (S100) の詳細及び第2情報を取得する処理 (S110) の詳細は、第1実施形態にて説明したものと同様であつてよい。なお、第1情報を取得する処理 (S100) と第2情報を取得する処理 (S110)との実行順序は逆であつてもよく、任意である。

20

【0218】

その後、サーバ 110A は、取得した第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザ A の信用度を算出する (S120)。さらに、サーバ 110A は、ユーザ A の債務に関する情報を取得する (S190)。そして、サーバ 110A は、信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザ A に代わって履行する (S200)。最後に、サーバ 110A は、債務の全部又は一部に相当する金額を、ユーザ A から回収する (S210)。以上により、債務履行処理が終了する。

【0219】

30

<< 第1実施例 >>

第3実施形態の第1実施例は、ユーザの債務の全部又は一部をユーザに代わって履行した場合に、債務の全部又は一部に相当する金額を電子商取引プラットフォームにおいて回収する実施例である。

【0220】

<< 第1実施例の効果 >>

ユーザの債務の全部又は一部をユーザに代わって履行した場合に、債務の全部又は一部に相当する金額を電子商取引プラットフォームにおいて回収することができる。これにより、ユーザが適切な行動を取るようにインセンティブを与えつつ、電子商取引プラットフォームにおける商取引を活発化させることができ、不適切な商取引に起因する処理負荷を低く抑えつつ、より快適な商取引を実現することができるという効果が得られる。

40

【0221】

<< 第1実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

履行部 320 は、ユーザに代わって債務の全部又は一部を履行した場合に、債務の全部又は一部に相当する金額を、ユーザの売上金から差し引いてもよい。ここで、ユーザの売上金は、電子商取引プラットフォームで売主として得た売上金であり、ユーザのアカウントと関連付けられた口座に蓄積されていてよい。

【0222】

履行部 320 は、ユーザに代わって債務の全部又は一部を履行した場合に、ユーザが所

50

持する商品又はユーザが提供し得るサービスを電子商取引プラットフォームに出品することをユーザに促してよい。ユーザが催促に応じて電子商取引プラットフォームに商品又はサービスを出品し、その商品又はサービスが購入されて売上金が口座に入金された場合、履行部320は、債務の全部又は一部に相当する金額を、ユーザの売上金から差し引いてもよい。

【0223】

ここで、ユーザが所持する商品は、ユーザが電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品を含んでよい。ユーザが電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品であれば、ユーザが現在所持している商品である蓋然性が高いため、履行部320は、商品の出品について効果的な推薦を行うことができる。

10

【0224】

また、ユーザが所持する商品は、ユーザが電子商取引プラットフォームと対応付けられた決済サービスを利用して過去に購入した商品を含んでよい。この場合、ユーザが所持する商品は、電子商取引プラットフォームにて購入された商品に限らず、電子商取引プラットフォームと対応付けられた決済サービスを利用して、任意のサービスプラットフォームにて購入された商品を含む。ユーザが電子商取引プラットフォームと対応付けられた決済サービスを利用して過去に購入した商品であれば、ユーザが現在所持している商品である蓋然性が高いため、履行部320は、商品の出品について効果的な推薦を行うことができる。

【0225】

履行部320は、信用度に応じて、債務の期限を延長してもよい。債務の期限を延長した後、ユーザが債権者に対して債務を履行してもよいし、履行部320が、信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザに代わって履行してもよい。

20

【0226】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0227】

<< 第1実施例の動作処理 >>

図33は、第3実施形態の第1実施例に係るサーバ110により実行される債務回収処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図32に示す債務履行処理のうち債務に相当する金額をユーザAから回収する処理(S210)の詳細を示すものである。

30

【0228】

はじめに、サーバ110は、ユーザAの債務に関する情報に基づき、債務の期限が延長可能である場合(S211: YES)、債務の期限を延長し(S212)、その時点ではユーザAから債務回収は行わず債務回収処理が終了する。

【0229】

サーバ110は、債務の期限が延長可能でなく(S211: NO)、ユーザAの売上金が回収額以上である場合(S213: YES)、債務の全部又は一部に相当する金額を売上金から差し引く(S214)。

40

【0230】

一方、ユーザAの売上金が回収額以上でない場合(S213: NO)、サーバ110は、ユーザAが過去に購入した商品を特定し(S215)、特定した商品の出品を促すメッセージを端末120Aに送信する(S216)。以上により、債務回収処理が終了する。

【0231】

<< 第2実施例 >>

第3実施形態の第2実施例は、ユーザが利用している他のサービスプラットフォームにおいて発生した債務の全部又は一部をユーザに代わって履行する実施例である。

【0232】

50

<<第2実施例の効果>>

ユーザが利用している他のサービスプラットフォームにおいて発生した債務の全部又は一部をユーザに代わって履行することができる。これにより、ユーザが適切な行動を取るインセンティブを与えることができ、不適切な商取引に起因する低く抑えつつ、より快適な商取引を実現することができるという効果が得られる。

【0233】

<<第2実施例の機能構成>>

(1) サーバの機能構成

第3取得部319は、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームにおいて発生した債務に関する情報を含む債務に関する情報を取得してよい。第3取得部319は、例えば、サードパーティ・システム140が運営するサービスプラットフォームにおいて発生した債務に関する情報を含む債務に関する情報を取得してよい。

10

【0234】

サーバ110は、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームにおいて債務が発生した場合に、サービスプラットフォームの債権者及び債務者であるユーザから、債務を特定する情報を受け付けてよい。これにより、サービスプラットフォームが架空の債務に関する情報をサーバ110に通知して、債務に相当する金額を入手することが防止される。ここで、債務を特定する情報は、債務の内容を示す情報と、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの識別情報及びユーザに連絡するための情報の少なくともいざれかを含んでよい。債務の内容を示す情報は、債務に相当する金額に関する情報及び債務の期限に関する情報を含んでよい。また、ユーザに連絡するための情報は、電子メールアドレスや電話番号を含んでよい。サーバ110は、サービスプラットフォームから取得した債務の内容を示す情報が、ユーザから取得した債務の内容を示す情報と整合するか判定してよい。また、サーバ110は、サービスプラットフォームから取得したユーザの識別情報及びユーザに連絡するための情報の少なくともいざれかが、ユーザから取得したユーザの識別情報及びユーザに連絡するための情報の少なくともいざれかと整合するか判定してよい。ここで、ユーザに連絡するための情報を用いる場合、本人確認のため所定のリンクを含む電子メールをユーザに送信したり、返信を求めるショートメッセージを送信したり、電話による連絡を求めたりしてよい。

20

【0235】

30

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0236】

<<第2実施例の動作処理>>

図34は、第3実施形態の第2実施例に係るサーバ110により実行される債務履行処理のフローチャートである。

【0237】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S100)。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S110)。第1情報を取得する処理(S100)の詳細及び第2情報を取得する処理(S110)の詳細は、第1実施形態にて説明したものと同様であつてよい。なお、第1情報を取得する処理(S100)と第2情報を取得する処理(S110)との実行順序は逆であつてもよく、任意である。

40

【0238】

その後、サーバ110Aは、取得した第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S120)。さらに、サーバ110Aは、ユーザAの債務に関する情報を取得する(S190)。

【0239】

その後、サーバ110Aは、サードパーティ・システム140の債権者及びユーザA

50

から、債務を特定する情報を受け付ける（S220）。サーバ110Aは、債権者から受け付けた債務を特定する情報と、ユーザAから受け付けた債務を特定する情報が整合する場合（S230：YES）、信用度に応じた割合で、債務の全部又は一部をユーザAに代わって履行する（S200）。そして、サーバ110Aは、債務の全部又は一部に相当する金額を、ユーザAから回収する（S210）。一方、債権者から受け付けた債務を特定する情報と、ユーザAから受け付けた債務を特定する情報とが整合しない場合（S230：NO）、サーバ110Aは、債務の履行を行わず、処理を終了する。以上により、債務履行処理が終了する。

【0240】

<第4実施形態>

10

従来、例えば特許文献1に記載のように、インターネットを用いた商取引における買主の支払い能力を評価するため信用度を算出することがある。また、売主が公正な取引を行っているか評価するため信用度を算出することもある。さらに、金銭の貸借に関する債務の返済が滞りなく行われるか評価するために信用度を算出することもある。しかしながら、電子商取引プラットフォームでは、ユーザが買主、売主及び債務者のいずれにもなり得るため、買主、売主及び債務者のいずれかの観点での評価では、ユーザの信用度を適切に評価できないことがある。

【0241】

第4実施形態は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報と、ユーザの債務の返済状況に関する情報とを取得して、ユーザの信用度を、第1情報、第2情報及び債務の返済状況に関する情報に基づいて算出する実施形態である。

20

【0242】

図35は、第4実施形態に係る通信システム1の概要を示す。第4実施形態に係る通信システム1では、サーバ110Aと、ユーザAが用いる端末120Aと、ユーザBが用いる端末120Bと、サードパーティ・システム140との間で電子商取引プラットフォームにおける商取引に関する情報や債務に関する情報を送受信し、サーバ110Aによって、ユーザAの売主としての行動、買主としての行動及び債務の返済状況に基づいて、ユーザAの信用度を算出する。

30

【0243】

サーバ110Aは、ユーザAの債務の返済状況が悪い場合、ユーザAの信用度を低く算出してよい。すなわち、サーバ110Aは、ユーザAによる債務の返済が滞っている場合、ユーザAの信用度を低く算出してよい。しかしながら、サーバ110Aは、ユーザAによってその後債務が履行された場合、ユーザAの信用度を上昇させてよい。

【0244】

図35では、ユーザAが債務を返済するために、サーバ110Aが、端末120Aに対して、鞄の出品を促すメッセージを送信している場合を示している。ユーザAは、サーバ110Aからの促しに応じて、端末120Aによって鞄の出品を行い、商品情報がサーバ110Aに記憶される。

40

【0245】

その後、ユーザAが出品した鞄の出品ページをユーザBが端末120Bによって閲覧し、購入したとする。その場合、ユーザBからユーザAの口座に売上金が入金される。その売上金は、サーバ110A又は端末120Aから、債務者のサードパーティ・システム140に送金され、ユーザAの債務が履行される。債務が履行された場合、サーバ110Aは、ユーザAの信用度を上昇させる。

【0246】

第4実施形態に係る情報処理装置200によれば、ユーザが債務を有する場合に、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの買主及び売主としての行動と、債務の返済状況とに基づいてユーザの信用度を適切に評価することができる。これにより、債務の返済に

50

についてユーザが適切な行動を取るインセンティブを与えることができ、不適切な行動が行われる場合と比較して商取引の処理負荷を低減することができ、なめらかな商取引を実現することができるという効果が得られる。

【0247】

<第4実施形態の機能構成>

図36を用いてサーバ110、および/または、端末120の機能構成を説明する。図36に開示の機能部は、情報処理装置200が備えるプロセッサ201と、メモリ202と、ストレージ203と、入出力I/F204と、通信I/F205との協働により実現される。図36は、第4実施形態に係る情報処理装置200の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。図36は、複数のユーザの間で商取引を行うための通信システム1の機能的構成を示すブロック図であり、通信システム1は、サーバ110A、110B及び端末120A、120B、120Cを含む。10

【0248】

(1) サーバの機能構成

サーバ110Aは、入出力I/F311と、通信I/F312と、制御部313と、記憶部314とを有する。さらに、制御部313は、第1取得部315、第2取得部316、算出部317及び第3取得部319を含む。また、記憶部314には、プログラム400の他に、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報410と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報420とが記憶されている。サーバ110Aの機能構成については、第1実施形態に係るサーバ110及び第3実施形態に係るサーバ110の機能構成と同様であるため、説明を省略する。サーバ110Bについては、サーバ110Aと同様の構成であるため、説明を省略する。20

【0249】

(2) 端末の機能構成

第4実施形態に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0250】

<第4実施形態の動作処理>

図37は、第4実施形態に係る通信システム1の処理のシーケンスの一例を示す。図37では、ユーザAに関する第1情報、第2情報及び債務の返済状況に関する情報を取得し、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出する処理のシーケンスを示す。30

【0251】

はじめに、サーバ110Aは、ユーザAが用いる端末120Aから、電子商取引プラットフォームにおいてユーザAが売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S60)。また、サーバ110Aは、ユーザAが用いる端末120Aから、電子商取引プラットフォームにおいてユーザAが買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S61)。また、サーバ110Aは、カードパーティ・システム140から、ユーザAの債務の返済状況に関する情報を取得する(S62)。

【0252】

その後、サーバ110Aは、ユーザAの第1情報、第2情報及び債務の返済状況に関する情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S63)。以上により、ユーザAの信用度を算出する処理が終了する。40

【0253】

<第4実施形態の信用度算出処理>

図38は、第4実施形態に係るサーバ110Aにより実行される信用度算出処理のフローチャートである。本例では、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出する場合について説明する。

【0254】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取50

得する（S100）。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する（S110）。第1情報を取得する処理（S100）の詳細及び第2情報を取得する処理（S110）の詳細は、第1実施形態にて説明したものと同様であつてよい。なお、第1情報を取得する処理（S100）と第2情報を取得する処理（S110）との実行順序は逆であつてもよく、任意である。

【0255】

その後、サーバ110Aは、取得した第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する（S120）。さらに、サーバ110Aは、ユーザAの債務に関する情報を取得する（S190）。ここで、債務に関する情報は、債務の返済状況に関する情報を含む。そして、サーバ110Aは、第1情報、第2情報及び債務の返済状況に関する情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する（S240）。

10

【0256】

その後、サーバ110Aは、ユーザAの債務に相当する金額と口座残高の差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを特定する（S250）。当該処理の詳細については、各実施例にて説明する。

【0257】

サーバ110Aは、特定された商品又はサービスの出品を促すメッセージをユーザAに送信する（S260）。その後、ユーザAの口座残高が債務に相当する金額以上であるか判定する（S270）。当該判定は、商品又はサービスの出品を促すメッセージをユーザAに送信してから時間を空けて行ってよく、例えば1週間後に行ってもよい。ユーザAの口座残高が債務に相当する金額以上である場合（S270：YES）、サーバ110Aは、ユーザAの信用度を加算する（S280）。一方、ユーザAの口座残高が債務に相当する金額以上でない場合（S270：NO）、何もせず処理を終了する。サーバ110Aは、必ずしもユーザAの口座残高が債務に相当する金額以上でなくとも、出品の促しに応じてユーザAが実際に商品又はサービスを出品した場合に、信用度を加算してもよいし、ユーザAの口座残高が債務に相当する金額以上とならなくても、出品した商品が他のユーザに購入された場合に、信用度を加算してもよい。以上により、信用度算出処理が終了する。

20

【0258】

<< 第1実施例 >>

第4実施形態の第1実施例は、電子商取引プラットフォームにおいて債務に相当する金額を売り上げることができるようにユーザを誘導する実施例である。

30

【0259】

<< 第1実施例の効果 >>

ユーザが債務を有する場合に、電子商取引プラットフォームにおいて債務に相当する金額を売り上げることができるようにユーザを誘導することができる。これにより、ユーザが適切な行動を取るようにインセンティブを与えつつ、電子商取引プラットフォームにおける商取引を活発化させることができ、不適切な商取引に起因する処理負荷を低く抑えつつ、より快適な商取引を実現することができる効果が得られる。

【0260】

<< 第1実施例の機能構成 >>

40

(1) サーバの機能構成

サーバ110は、債務に相当する金額と、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額に応じて、差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを特定し、差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを電子商取引プラットフォームに出品することをユーザに促してよい。なお、サーバ110は、差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスが特定できない場合、差額を最も小さくできる売上が見込まれる商品又はサービスを特定してよい。また、債務は、必ずしも一括で履行しなくてもよく、分割して履行してもよい。債務を分割して履行する場合、債務に相当する金額は、一度の履行あたりに支払うべき金額であつてよい。

【0261】

50

サーバ110は、商品又はサービスの電子商取引プラットフォームにおける相場に基づいて、差額以上の売上が見込まれる商品を特定してもよい。すなわち、サーバ110は、商品又はサービスが電子商取引プラットフォームにおける相場価格で購入されると仮定して、債務に相当する金額と、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを特定してよい。

【0262】

サーバ110は、債務の履行期限以前に売上が見込まれる商品又はサービスを特定してよい。サーバ110は、電子商取引プラットフォームにおける商品又はサービスの購買実績を参照し、商品又はサービスが出品されてから購入されるまでの平均期間に基づいて、債務の履行期限以前に売上が見込まれる商品又はサービスを特定してよい。

10

【0263】

サーバ110により特定される商品は、ユーザが電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品を含んでよい。ユーザが電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品であれば、ユーザが現在所持している商品である蓋然性が高いため、サーバ110は、商品の出品について効果的な推薦を行うことができる。

【0264】

サーバ110は、商品又はサービスを電子商取引プラットフォームに出品することをユーザに促すステップを実行した後に、債務に相当する金額より、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高が多くなった場合に、ユーザの信用度を向上させてよい。なお、サーバ110は、必ずしもユーザの口座残高が債務に相当する金額以上とならなくても、出品の促しに応じてユーザが実際に商品又はサービスを出品した場合に、信用度を向上させてもよいし、ユーザの口座残高が債務に相当する金額以上とならなくても、出品した商品が他のユーザに購入された場合に、信用度を向上させてもよい。

20

【0265】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0266】

<< 第1実施例の動作処理 >>

図39は、第4実施形態の第1実施例に係るサーバ110により実行される商品特定処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図38に示す信用度算出処理のうち商品又はサービスを特定する処理(S250)の詳細を示すものである。

30

【0267】

はじめに、サーバ110は、ユーザAが過去に購入した商品を特定する(S251A)。そして、サーバ110は、債務額と口座残高の差額以上の売上が見込まれる商品に絞り込む(S252A)。ここで、サーバ110は、電子商取引プラットフォームにおける相場価格に基づいて、絞り込みを行ってよい。

【0268】

さらに、サーバ110は、債務期限以前に売上が見込まれる商品に絞り込む(S253A)。ここで、サーバ110は、電子商取引プラットフォームにおける購買に至るまでの期間の実績に基づいて、絞り込みを行ってよい。以上により、商品特定処理が終了する。

40

【0269】

<< 第2実施例 >>

第4実施形態の第2実施例は、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームにおいて債務に相当する金額を売り上げることができるようにユーザを誘導する実施例である。

【0270】

<< 第2実施例の効果 >>

ユーザが債務を有する場合に、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームにおいて債務に相当する金額を売り上げことができるようにユーザを誘導す

50

することができる。これにより、ユーザが適切な行動を取るようにインセンティブを与えつつ、電子商取引プラットフォーム経由の他のサービスプラットフォームにおける商取引を活発化させることができ、不適切な商取引に起因する処理負荷を低く抑えつつ、より快適な商取引を実現することができるという効果が得られる。

【0271】

<< 第2実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

サーバ110は、債務に相当する金額と、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額に応じて、差額以上の売上が見込まれる電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームを特定し、サービスプラットフォームにおけるサービスの実行をユーザに促す。ここで、サービスプラットフォームは、例えば、アルバイトの求人サイトであったり、クラウドソーシングのサービスプラットフォームであったりしてよい。サーバ110は、債務に相当する金額と、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額以上の売上が見込まれるアルバイトを特定して、当該アルバイトの求人を行っているサービスプラットフォームをユーザに通知してもよい。

10

【0272】

サーバ110は、ユーザのプロフィール情報に基づいて、債務に相当する金額と、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額以上の売上が見込まれるサービスプラットフォームを特定してもよい。ここで、プロフィール情報は、ユーザの年齢、性別等の個人情報の他に、職務経歴や資格、学歴に関する情報を含んでもよい。サーバ110は、ユーザのプロフィール情報に基づいて、ユーザに適したアルバイト先を紹介してもよい。

20

【0273】

サーバ110は、債務の履行期限以前に売上が見込まれるサービスプラットフォームを特定してもよい。例えば、ユーザにアルバイトを紹介する場合、給与の振り込みが債務の履行期限以前に行われるアルバイトを特定し、ユーザに紹介してもよい。

【0274】

サーバ110は、サービスプラットフォームにおけるサービスの実行をユーザに促すステップを実行した後に、債務に相当する金額より、ユーザの電子商取引プラットフォームにおける口座残高が多くなった場合に、ユーザの信用度を向上させてよい。なお、サーバ110は、必ずしもユーザの口座残高が債務に相当する金額以上とならなくても、サービスの実行の促しに応じてユーザが実際にサービスプラットフォームにおけるサービスを実行した場合に、信用度を向上させてもよいし、ユーザの口座残高が債務に相当する金額以上とならなくても、サービスプラットフォームにおけるサービスを実行した対価を得た場合に、信用度を向上させてもよい。

30

【0275】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0276】

<< 第2実施例の動作処理 >>

図40は、第4実施形態の第2実施例に係るサーバ110により実行される商品特定処理のフローチャートである。同図に示すフローチャートは、図38に示す信用度算出処理のうち商品又はサービスを特定する処理(S230)の詳細を示すものである。

40

【0277】

はじめに、サーバ110は、債務額と口座残高の差額以上の売上が見込まれるサービスプラットフォームを特定する(S251B)。そして、サーバ110は、ユーザAのプロフィール情報に基づいてサービスプラットフォームを絞り込む(S252B)。ここで、サーバ110は、ユーザAの適性を解析し、ユーザAの適性に応じてサービスプラットフォームを絞り込んでよい。

50

【0278】

さらに、サーバ110は、債務期限以前に売上が見込まれるサービスプラットフォームに絞り込む(S253B)。ここで、サーバ110は、サービスプラットフォームからの対価の支払い予定日に基づいて、絞り込みを行ってよい。以上により、商品特定処理が終了する。

【0279】

<第5実施形態>

従来、例えば特許文献1に記載のように、インターネットを用いた商取引における買主の支払い能力を評価するため信用度を算出することがある。また、売主が公正な取引を行っているか評価するため信用度を算出することもある。しかしながら、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者は、ユーザの買主としての行動又は売主としての行動のいずれか一方しか知ることができないことがあり、ユーザの信用度を適切に評価できないことがある。

10

【0280】

第5実施形態は、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第1情報と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第2情報とを取得して、ユーザの信用度を、第1情報及び第2情報に基づいて算出し、算出した信用度を表す情報を、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に提供する実施形態である。

【0281】

20

図41は、第5実施形態に係る通信システム1の概要を示す。第5実施形態に係る通信システム1では、サーバ110Aと、ユーザAが用いる端末120A、ユーザBが用いる端末120B及びユーザCが用いる端末120Cと、の間で電子商取引プラットフォームにおける商取引に関する情報を送受信し、サーバ110AによってユーザAの信用度を算出して、算出した信用度をサードパーティー・システム140に提供する。

【0282】

図41の左上には、端末120Aに「商品情報入力」の画面が表示され、「商品画像」として鞄の画像が表示されている。このように、ユーザAは、自身が所有する鞄を電子商取引プラットフォームに出品することができる。ユーザAが出品した商品の情報は、サーバ110Aに記憶され、例えばユーザBが用いる端末120Bによって出品ページが閲覧される。図41の右上には、端末120Bに鞄の商品画像が表示され、「購入」ボタンが表示されている。ユーザBは、「購入」ボタンを押下することで、ユーザAによって提示された金額で鞄を購入することができる。

30

【0283】

一方、図41の右下には、ユーザCの用いる端末120Cに「商品情報入力」の画面が表示され、「商品画像」として本の画像が表示されている。ユーザAは、端末120Aにより、ユーザCによって出品された本の出品ページを閲覧することができる。図41の左下には、端末120Aに本の商品画像が表示され、「購入」ボタンが表示されている。ユーザAは、「購入」ボタンを押下することで、ユーザCによって提示された金額で本を購入することができる。

40

【0284】

このように、ユーザAは、電子商取引プラットフォームにおける売主及び買主の両方になり得る。サーバ110Aは、ユーザAが売主として行動した場合におけるユーザAに関する第1情報と、ユーザAが買主として行動した場合におけるユーザAに関する第2情報とを取得し、第1情報及び第2情報に基づいてユーザAの信用度を算出する。

【0285】

サードパーティー・システム140は、ユーザAの買主としての行動又は売主としての行動のいずれか一方しか知ることができないことがあり、ユーザAの信用度を適切に評価できないことがある。そこで、サードパーティー・システム140は、サーバ110Aから、電子商取引プラットフォームにおけるユーザAの売主及び買主としての行動に基づい

50

て算出された信用度の提供を受け、ユーザ A を多面的に評価した信用度を自社のサービス提供に活用する。

【 0 2 8 6 】

第 5 実施形態に係る情報処理装置 200 によれば、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの買主及び売主としての行動に基づいて算出した信用度を、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に提供することができる。これにより、事業者が独自にユーザの信用度を算出する必要が無くなり、事業者が個別に信用度を算出する場合と比較して信用度を算出する処理負荷を低減することができ、なめらかな商取引を実現することができるという効果が得られる。

【 0 2 8 7 】

10

< 第 5 実施形態の機能構成 >

図 42 を用いてサーバ 110、および / または、端末 120 の機能構成を説明する。図 42 に開示の機能部は、情報処理装置 200 が備えるプロセッサ 201 と、メモリ 202 と、ストレージ 203 と、入出力 I/F 204 と、通信 I/F 205 との協働により実現される。図 42 は、第 5 実施形態に係る情報処理装置 200 の機能的な構成を示すブロック図の一例を示す。図 42 は、複数のユーザの間で商取引を行うための通信システム 1 の機能的構成を示すブロック図であり、通信システム 1 は、サーバ 110A、110B 及び端末 120A、120B、120C を含む。

【 0 2 8 8 】

20

(1) サーバの機能構成

サーバ 110A は、入出力 I/F 311 と、通信 I/F 312 と、制御部 313 と、記憶部 314 とを有する。さらに、制御部 313 は、第 1 取得部 315、第 2 取得部 316、算出部 317 及び提供部 325 を含む。また、記憶部 314 には、プログラム 400 の他に、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合におけるユーザに関する第 1 情報 410 と、電子商取引プラットフォームにおいてユーザが買主である場合におけるユーザに関する第 2 情報 420 とが記憶されている。サーバ 110B については、サーバ 110A と同様の構成であるため、説明を省略する。

【 0 2 8 9 】

提供部 325 は、算出部 317 により算出した信用度を表す情報を、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に提供する。提供部 325 は、信用度を表す情報を、サードパーティ・システム 140 に送信してよい。なお、提供部 325 以外の機能構成については、第 1 実施形態に係るサーバ 110 の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

30

【 0 2 9 0 】

(2) 端末の機能構成

第 5 実施形態に係る端末 120 の機能構成は、第 1 実施形態に係る端末 120 の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【 0 2 9 1 】

< 第 5 実施形態の動作処理 >

図 43 は、第 5 実施形態に係る通信システムの処理のシーケンスの一例を示す。図 43 では、ユーザ A が電子商取引プラットフォームにおいて売主及び買主として行動した後、サーバ 110A によってユーザ A の信用度を算出し、算出した信用度をサードパーティ・システムに提供する処理のシーケンスを示す。

40

【 0 2 9 2 】

はじめに、ユーザ A が用いる端末 120A からサーバ 110A に対して出品依頼が送信される (S70)。これに応答して、サーバ 110A から端末 120A に対して商品情報の入力画面が送信される (S71)。ユーザ A は、端末 120A によって、出品する商品の写真や商品に関する情報を含む商品情報を入力し、サーバ 110A に送信する (S72)。サーバ 110A は、端末 120A から受信した商品情報を記憶部に記憶する (S73)。

50

【 0 2 9 3 】

その後、ユーザBが用いる端末120Bからサーバ110Aに出品ページの表示要求があると(S74)、サーバ110Aは、要求があった出品ページを端末120Bに送信する(S75)。そして、端末120Bは、出品ページを表示する(S76)。ここで、端末120Bが要求する出品ページは、ユーザAによって出品された商品に関する出品ページであるとする。

【 0 2 9 4 】

ユーザBが、ユーザAによって出品された商品の購入を決定し、購入することを示す情報をサーバ110Aに送信すると(S77)、サーバ110Aから端末120Aに対して通知が送信される(S78)。その後、ユーザAが商品の発送を行い、端末120A, 120B及びサーバ110Aの間で支払処理が行われる。サーバ110Aは、ユーザAが売主である場合におけるユーザAの第1情報を、端末120Aによって商品が出品されてから、支払処理が完了するまでの間に行われたユーザAの売主としての行動に関する情報を含めるように更新する(S79)。

10

【 0 2 9 5 】

また、端末120Aからサーバ110Aに出品ページの表示要求があると(S80)、サーバ110Aは、要求があった出品ページを端末120Aに送信する(S81)。そして、端末120Aは、出品ページを表示する(S82)。ユーザAが、出品された商品の購入を決定し、購入することを示す情報をサーバ110Aに送信すると(S83)、サーバ110Aから売主の端末120に対して通知が送信され、売主であるユーザが商品の発送を行い、端末120及びサーバ110Aの間で支払処理が行われる。サーバ110Aは、ユーザAが買主である場合におけるユーザAの第2情報を、端末120Aによって出品ページが閲覧されてから、支払処理が完了するまでの間に行われたユーザAの買主としての行動に関する情報を含めるように更新する(S84)。

20

【 0 2 9 6 】

サーバ110Aは、ユーザAの第1情報及び第2情報を基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S85)。最後に、サーバ110Aは、サードパーティ・システムに信用度に関する情報を送信する(S86)。以上により、ユーザAの信用度をサードパーティ・システムに提供する処理のシーケンスが終了する。

30

【 0 2 9 7 】

<< 第1実施例 >>

第5実施形態の第1実施例は、電子商取引プラットフォームとは異なる求人情報を紹介するサービスの事業者に信用度を提供する実施例である。

【 0 2 9 8 】

<< 第1実施例の効果 >>

ユーザが、電子商取引プラットフォームとは異なる求人情報を紹介するサービスを利用する場合に、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの買主及び売主としての行動に基づいて算出した信用度を、求人情報を紹介するサービスを行う事業者に提供することができる。これにより、事業者が個別に信用度を算出する場合と比較して信用度を算出する処理負荷を低減することができるという効果が得られる。

40

【 0 2 9 9 】

<< 第1実施例の機能構成 >>

(1) サーバの機能構成

提供部325は、信用度に応じて決定されるサービスの内容に関する情報を、事業者に提供してもよい。提供部325は、信用度に応じてユーザが事業者のサービスプラットフォームにて受けられるサービスのレベルが変化するように、信用度に応じてサービスの内容を決定し、決定したサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

【 0 3 0 0 】

電子商取引プラットフォームとは異なるサービスは、求人情報を紹介するサービスであり、提供部325は、求人情報に含まれる対価に関する情報を含むサービスの内容に関す

50

る情報を、求人情報を紹介するサービスを行う事業者に提供してよい。提供部325は、信用度が高いほど対価が高くなるように対価を決定し、決定した対価に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

【0301】

また、提供部325は、求人情報に含まれる対価の支払い時期に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を、求人情報を紹介するサービスを行う事業者に提供してよい。提供部325は、信用度が高いほど対価の支払い時期が早くなるように支払い時期を決定し、決定した対価の支払い時期に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

【0302】

また、提供部325は、求人情報の労働時間に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を、求人情報を紹介するサービスを行う事業者に提供してよい。提供部325は、信用度が高いほど労働時間が短くなるように支払い時期を決定し、決定した労働時間に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。なお、提供部325は、信用度が高いほど労働時間が長くなるように支払い時期を決定し、決定した労働時間に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

【0303】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0304】

<< 第1実施例の動作処理 >>

図44は、第5実施形態の第1実施例に係るサーバ110により実行される信用度提供処理のフローチャートである。

【0305】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S100)。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S110)。第1情報を取得する処理(S100)の詳細及び第2情報を取得する処理(S110)の詳細は、第1実施形態にて説明したものと同様であってよい。なお、第1情報を取得する処理(S100)と第2情報を取得する処理(S110)との実行順序は逆であってもよく、任意である。

【0306】

その後、サーバ110Aは、取得した第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S120)。さらに、サーバ110Aは、信用度に応じて、求人の対価、支払時期及び労働時間を決定する(S290)。

【0307】

その後、サーバ110Aは、信用度に関する情報、求人の対価、支払時期及び労働時間に関する情報をサードパーティ・システム140に送信する(S300)。以上により、信用度提供処理が終了する。

【0308】

<< 第2実施例 >>

第5実施形態の第2実施例は、電子商取引プラットフォームとは異なる買取サービスの事業者に信用度を提供する実施例である。

【0309】

<< 第2実施例の効果 >>

ユーザが、電子商取引プラットフォームとは異なる買取サービスを利用する場合に、電子商取引プラットフォームにおけるユーザの買主及び売主としての行動に基づいて算出した信用度を、買取サービスを行う事業者に提供することができる。これにより、事業者が個別に信用度を算出する場合と比較して信用度を算出する処理負荷を低減することができるという効果が得られる。

10

20

30

40

50

【 0 3 1 0 】

< < 第 2 実施例の機能構成 > >

(1) サーバの機能構成

電子商取引プラットフォームとは異なるサービスは、商品の買取サービスであり、提供部 325 は、買取の可否に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を、買取サービスを行う事業者に提供してよい。提供部 325 は、信用度が高いほど買取可能となる蓋然性が高くなるように買取可否に関する情報を決定し、決定した買取可否に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

【 0 3 1 1 】

提供部 325 は、買取金額に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を、買取サービスを行う事業者に提供してよい。提供部 325 は、信用度が高いほど買取金額が高くなるように買取金額を決定し、決定した買取金額に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

10

【 0 3 1 2 】

提供部 325 は、買取の査定時間に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を、買取サービスを行う事業者に提供してよい。提供部 325 は、信用度が高いほど査定時間が短くなるように買取金額を決定し、決定した査定時間に関する情報を含むサービスの内容に関する情報を事業者に提供してよい。

【 0 3 1 3 】**(2) 端末の機能構成**

20

本実施例に係る端末 120 の機能構成は、第 1 実施形態に係る端末 120 の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【 0 3 1 4 】

< < 第 2 実施例の動作処理 > >

図 45 は、第 5 実施形態の第 2 実施例に係るサーバ 110 により実行される信用度提供処理のフローチャートである。

【 0 3 1 5 】

はじめに、サーバ 110 A は、売主である場合におけるユーザ A に関する第 1 情報を取得する (S100)。また、サーバ 110 A は、買主である場合におけるユーザ A に関する第 2 情報を取得する (S110)。第 1 情報を取得する処理 (S100) の詳細及び第 2 情報を取得する処理 (S110) の詳細は、第 1 実施形態にて説明したものと同様であってよい。なお、第 1 情報を取得する処理 (S100) と第 2 情報を取得する処理 (S110) との実行順序は逆であってもよく、任意である。

30

【 0 3 1 6 】

その後、サーバ 110 A は、取得した第 1 情報及び第 2 情報に基づいて、ユーザ A の信用度を算出する (S120)。さらに、サーバ 110 A は、信用度に応じて買取の可否、買取金額及び査定時間を決定する (S310)。

【 0 3 1 7 】

その後、サーバ 110 A は、信用度に関する情報、買取の可否、買取金額及び査定時間に関する情報をサードパーティ・システム 140 に送信 (S320)。以上により、信用度提供処理が終了する。

40

【 0 3 1 8 】

< < 第 3 実施例 > >

第 5 実施形態の第 3 実施例は、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に対して適切なタイミング及び形式で信用度を提供する実施例である。

【 0 3 1 9 】

< < 第 3 実施例の効果 > >

電子商取引プラットフォームにおけるユーザの買主及び売主としての行動に基づいて算出した信用度を、電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に対して適切なタイミング及び形式で提供することができる。これにより、事業者に対して信用度

50

を表す情報を提供する際の通信負荷を低減することができるという効果が得られる。

【0320】

<<第3実施例の機能構成>>

(1) サーバの機能構成

提供部325は、ユーザの信用度が更新された場合に、更新された信用度を表す情報を事業者に提供してよい。これにより、ユーザに関する最新の信用度を事業者に提供することができる。

【0321】

提供部325は、ユーザが事業者のサービスを利用する場合に、信用度を表す情報を事業者に提供してよい。提供部325は、ユーザから事業者のサービスにアクセスがあったことの通知をサードパーティ・システム140から受け付けて、その通知に応答して、ユーザの信用度を表す情報を事業者に返送してもよい。

10

【0322】

提供部325は、信用度を表す情報と関連付けて、事業者の提供するサービスにおけるユーザの識別情報を事業者に提供してよい。これにより、事業者は、信用度を表す情報と、自社のサービスを利用するユーザとを容易に対応付けることができる。

【0323】

提供部325は、信用度に基づき算出されるランクを含む信用度を表す情報を、事業者に提供してよい。例えば、信用度が連続値であったり、複数項目に関する値を含んだりする場合に、単一の離散的なランクを事業者に提供することとして、信用度に関する詳細な値を事業者に提供しないこととしてもよい。

20

【0324】

(2) 端末の機能構成

本実施例に係る端末120の機能構成は、第1実施形態に係る端末120の機能構成と同様であるため、説明を省略する。

【0325】

<<第3実施例の動作処理>>

図46は、第5実施形態の第3実施例に係るサーバ110により実行される信用度提供処理のフローチャートである。

30

【0326】

はじめに、サーバ110Aは、売主である場合におけるユーザAに関する第1情報を取得する(S100)。また、サーバ110Aは、買主である場合におけるユーザAに関する第2情報を取得する(S110)。第1情報を取得する処理(S100)の詳細及び第2情報を取得する処理(S110)の詳細は、第1実施形態にて説明したものと同様であつてよい。なお、第1情報を取得する処理(S100)と第2情報を取得する処理(S110)との実行順序は逆であつてもよく、任意である。

【0327】

その後、サーバ110Aは、取得した第1情報及び第2情報に基づいて、ユーザAの信用度を算出する(S120)。そして、サーバ110Aは、ユーザAについて信用度が更新された場合(S330: YES)、信用度を表すランク及びユーザAの識別情報をサードパーティ・システム140に送信する(S340)。

40

【0328】

また、サーバ110Aは、ユーザAが事業者のサービスを利用する場合に(S350: YES)、信用度を表すランク及びユーザAの識別情報をサードパーティ・システム140に送信する(S360)。以上により、信用度提供処理が終了する。

【0329】

以上説明した実施形態は、本発明の理解を容易にするためのものであり、本発明を限定して解釈するためのものではない。実施形態が備える各要素並びにその配置、材料、条件、形状及びサイズ等は、例示したものに限定されるわけではなく適宜変更することができる。また、異なる実施形態で示した構成同士を部分的に置換し又は組み合わせることが可

50

能である。

【0330】

[付記1-1]

情報処理装置が、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第1情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報及び前記第2情報に基づいて算出するステップと、を実行する信用度算出方法。

10

【0331】

[付記1-2]

前記第1情報は、前記電子商取引プラットフォームにおける売上金額に関する情報を含む、付記1-1に記載の信用度算出方法。

【0332】

[付記1-3]

前記第1情報は、前記売上金額の統計値及び前記売上金額と相場価格の差の少なくともいずれかに関する情報を含む、付記1-2に記載の信用度算出方法。

【0333】

[付記1-4]

前記第1情報は、前記電子商取引プラットフォームにおける売上金の発生頻度に関する情報を含む、付記1-1から1-3のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

20

【0334】

[付記1-5]

前記第1情報は、前記電子商取引プラットフォームにおける出品数及び前記出品数に対する取引成立数の割合の少なくともいずれかに関する情報を含む、付記1-1から1-4のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【0335】

[付記1-6]

前記第1情報は、前記電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの属性に関する情報を含む、付記1-1から1-5のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

30

【0336】

[付記1-7]

前記第2情報は、前記電子商取引プラットフォームにおける支払金額に関する情報を含む、付記1-1から1-6のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【0337】

[付記1-8]

前記第2情報は、前記支払金額の統計値及び前記支払金額と相場価格の差の少なくともいずれかに関する情報を含む、付記1-7に記載の信用度算出方法。

【0338】

[付記1-9]

前記第2情報は、前記電子商取引プラットフォームにおける支払の遅延に関する情報を含む、付記1-1から1-8のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

40

【0339】

[付記1-10]

前記第2情報は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスを購入するまでの行動に関する情報を含む、付記1-1から1-9のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【0340】

[付記1-11]

50

前記第1情報及び前記第2情報の少なくとも一方は、前記電子商取引プラットフォームにおける取引金額、取引完了までの期間及び取引時間帯の少なくともいづれかを含む、付記1-1から1-10のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

【0341】

[付記1-12]

前記第1情報及び前記第2情報の少なくとも一方は、前記ユーザの行動に起因して前記電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスの価格が変更された履歴に関する情報を含む、付記1-1から1-11のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

【0342】

[付記1-13]

前記第1情報及び前記第2情報の少なくとも一方は、前記ユーザのプロフィール情報を含む、付記1-1から1-12のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

【0343】

[付記1-14]

前記第1情報及び前記第2情報の少なくとも一方は、前記ユーザに対応する端末の位置情報を含む、付記1-1から1-13のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

【0344】

[付記1-15]

前記第1情報及び前記第2情報の少なくとも一方は、前記ユーザの取引口座の残高に関する情報を含む、付記1-1から1-14のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

10

【0345】

[付記1-16]

前記第1情報及び前記第2情報の少なくとも一方は、前記ユーザが他のユーザに対して記載したコメントに関する情報を含む、付記1-1から1-15のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

【0346】

[付記1-17]

前記第1情報は、前記ユーザが販売をキャンセルした履歴に関する情報を含む、付記1-1から1-16のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

20

【0347】

[付記1-18]

前記第2情報は、前記ユーザが購入をキャンセルした履歴に関する情報を含む、付記1-1から1-17のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

30

【0348】

[付記1-19]

前記情報処理装置によって、ソーシャルネットワーキングサイトにおいて前記ユーザと交友関係がある他のユーザに関する信用度を取得するステップをさらに実行し、

前記算出するステップは、前記ユーザの信用度を、前記第1情報、前記第2情報及び前記他のユーザの信用度に基づいて算出するステップを含む、付記1-1から1-18のいづれか一項に記載の信用度算出方法。

40

【0349】

[付記1-20]

前記算出するステップは、前記ユーザの信用度を、前記第1情報、前記第2情報、前記他のユーザの信用度及び前記ユーザと前記他のユーザとの親密度に基づいて算出するステップを含む、付記1-19に記載の信用度算出方法。

【0350】

[付記1-21]

前記親密度は、前記交友関係が成立している期間、前記ユーザと前記他のユーザと共に通して交友関係があるユーザの数、前記ユーザと前記他のユーザと共に通して交友関係があるユーザの割合及び前記ユーザと前記他のユーザの間のコミュニケーションの頻度の少

50

なくともいずれかに基づいて算出される、付記 1 - 2 0 に記載の信用度算出方法。

【 0 3 5 1 】

[付記 1 - 2 2]

前記情報処理装置によって、前記ユーザが利用している、前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームに関する情報を取得するステップをさらに実行し、

前記算出するステップは、前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報、前記第 2 情報及び前記サービスプラットフォームに関する情報に基づいて算出するステップを含む、付記 1 - 1 から 1 - 2 1 のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【 0 3 5 2 】

10

[付記 1 - 2 3]

前記サービスプラットフォームに関する情報は、前記サービスプラットフォームで提供されるサービスの属性に関する情報を含む、付記 1 - 2 2 に記載の信用度算出方法。

【 0 3 5 3 】

[付記 1 - 2 4]

前記サービスプラットフォームに関する情報は、前記ユーザによる前記サービスプラットフォームで提供されるサービスの利用回数及び前記ユーザにより前記サービスに対して支払われた金額の少なくともいずれかに関する情報を含む、付記 1 - 2 2 又は 1 - 2 3 に記載の信用度算出方法。

【 0 3 5 4 】

20

[付記 1 - 2 5]

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得する第 1 取得部と、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得する第 2 取得部と、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出する算出部と、を備える情報処理装置。

【 0 3 5 5 】

[付記 1 - 2 6]

情報処理装置に、

30

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出するステップと、を実行させる信用度算出プログラム。

【 0 3 5 6 】

[付記 2 - 1]

情報処理装置が、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得するステップと、

40

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出するステップと、前記信用度に基づいて、前記電子商取引プラットフォームの利用に関する特典を前記ユーザに付与するステップと、を実行する特典付与方法。

【 0 3 5 7 】

[付記 2 - 2]

前記特典は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに出品した商品又はサービスの出品ページを優先的に表示することを含む、付記 2 - 1 に記載の特典付与方法。

50

【 0 3 5 8 】**[付記 2 - 3]**

前記特典は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに商品又はサービスを出品する場合における出品手数料の割引を含む、付記 2 - 1 又は 2 - 2 に記載の特典付与方法。

【 0 3 5 9 】**[付記 2 - 4]**

前記特典は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームに商品又はサービスを出品し、前記商品又は前記サービスの購入がキャンセルされた場合における前記商品又は前記サービスに対する支払金額の補填を含む、付記 2 - 1 から 2 - 3 のいずれか一項に記載の特典付与方法。

10

【 0 3 6 0 】**[付記 2 - 5]**

前記支払金額の補填は、前記信用度に応じて、前記商品又は前記サービスに対する支払金額の全部又は一部について行われる、付記 2 - 4 に記載の特典付与方法。

【 0 3 6 1 】**[付記 2 - 6]**

前記特典は、前記電子商取引プラットフォームに出品された商品又はサービスを前記ユーザが購入する場合における割引を含む、付記 2 - 1 から 2 - 5 のいずれか一項に記載の特典付与方法。

【 0 3 6 2 】

20

[付記 2 - 7]

前記特典は、前記電子商取引プラットフォームで利用可能なポイントの付与を含む、付記 2 - 1 から 2 - 6 のいずれか一項に記載の特典付与方法。

【 0 3 6 3 】**[付記 2 - 8]**

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得する第 1 取得部と、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得する第 2 取得部と、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出する算出部と、
前記信用度に基づいて、前記電子商取引プラットフォームの利用に関する特典を前記ユーザに付与する付与部と、を備える情報処理装置。

30

【 0 3 6 4 】**[付記 2 - 9]**

情報処理装置に、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出するステップと、
前記信用度に基づいて、前記電子商取引プラットフォームの利用に関する特典を前記ユーザに付与するステップと、を実行させる特典付与プログラム。

40

【 0 3 6 5 】**[付記 3 - 1]**

情報処理装置が、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出するステップと、

50

前記ユーザの債務に関する情報を取得するステップと、
前記信用度に応じて、前記債務の全部又は一部を前記ユーザに代わって履行するステップと、を実行する債務履行方法。

【0366】

[付記3-2]

前記ユーザに代わって前記債務の全部又は一部を履行した場合に、前記債務の全部又は一部に相当する金額を、前記ユーザの売上金から差し引くステップをさらに実行する、付記3-1に記載の債務履行方法。

【0367】

[付記3-3]

前記ユーザに代わって前記債務の全部又は一部を履行した場合に、前記ユーザが所持する商品又は前記ユーザが提供し得るサービスを前記電子商取引プラットフォームに出品することを前記ユーザに促す通知を送信するステップをさらに実行する、付記3-1又は3-2に記載の債務履行方法。

【0368】

[付記3-4]

前記ユーザが所持する商品は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品を含む、付記3-3に記載の債務履行方法。

【0369】

[付記3-5]

前記ユーザが所持する商品は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームと対応付けられた決済サービスを利用して過去に購入した商品を含む、付記3-3又は3-4に記載の債務履行方法。

【0370】

[付記3-6]

前記信用度に応じて、前記債務の期限を延長するステップをさらに実行する、付記3-1から3-5のいずれか一項に記載の債務履行方法。

【0371】

[付記3-7]

前記債務に関する情報は、前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームにおいて発生した債務に関する情報を含む、付記3-1から3-6のいずれか一項に記載の債務履行方法。

【0372】

[付記3-8]

前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームにおいて債務が発生した場合に、前記サービスプラットフォームの債権者及び債務者である前記ユーザから、前記債務を特定する情報を受け付けるステップをさらに実行する、付記3-7に記載の債務履行方法。

【0373】

[付記3-9]

前記債務を特定する情報は、前記債務の内容を示す情報と、前記電子商取引プラットフォームにおける前記ユーザの識別情報及び前記ユーザに連絡するための情報の少なくともいずれかを含む、付記3-8に記載の債務履行方法。

【0374】

[付記3-10]

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第1情報を取得する第1取得部と、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得する第2取得部と、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報及び前記第2情報に基づいて算出する算出部と、

10

20

30

40

50

前記ユーザの債務に関する情報を取得する第3取得部と、
前記信用度に応じて、前記債務の全部又は一部を前記ユーザに代わって履行する履行部
と、を備える情報処理装置。

【0375】

[付記3-11]

情報処理装置に、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第1情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報及び前記第2情報に基づいて算出するステップと、
前記ユーザの債務に関する情報を取得するステップと、

前記信用度に応じて、前記債務の全部又は一部を前記ユーザに代わって履行するステップと、を実行させる債務履行プログラム。

【0376】

[付記4-1]

情報処理装置が、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第1情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの債務の返済状況に関する情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報、前記第2情報及び前記債務の返済状況に関する情報に基づいて算出するステップと、を実行する信用度算出方法。

【0377】

[付記4-2]

前記債務に相当する金額と、前記ユーザの前記電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額に応じて、前記差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを特定するステップと、

前記差額以上の売上が見込まれる商品又はサービスを前記電子商取引プラットフォームに出品することを前記ユーザに促す通知を送信するステップと、をさらに実行する、付記4-1に記載の信用度算出方法。

【0378】

[付記4-3]

前記特定するステップは、前記商品又はサービスの前記電子商取引プラットフォームにおける相場に基づいて、前記差額以上の売上が見込まれる商品を特定するステップを含む、付記4-2に記載の信用度算出方法。

【0379】

[付記4-4]

前記特定するステップは、前記債務の履行期限以前に売上が見込まれる商品又はサービスを特定するステップを含む、付記4-2又は4-3に記載の信用度算出方法。

【0380】

[付記4-5]

前記商品は、前記ユーザが前記電子商取引プラットフォームにて過去に購入した商品を含む、付記4-2から4-4のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【0381】

[付記4-6]

前記商品又はサービスを前記電子商取引プラットフォームに出品することを前記ユーザに促すステップを実行した後に、前記債務に相当する金額より、前記ユーザの前記電子商取引プラットフォームにおける口座残高が多くなった場合に、前記ユーザの信用度を向上

10

20

30

40

50

させるステップをさらに実行する、付記4-2から4-5のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【0382】

[付記4-7]

前記債務に相当する金額と、前記ユーザの前記電子商取引プラットフォームにおける口座残高との差額に応じて、前記差額以上の売上が見込まれる前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスプラットフォームを特定するステップと、

前記サービスプラットフォームにおけるサービスの実行を前記ユーザに促す通知を送信するステップと、をさらに実行する、付記4-1から4-6のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

10

【0383】

[付記4-8]

前記サービスプラットフォームを特定するステップは、前記ユーザのプロフィール情報に基づいて、前記差額以上の売上が見込まれるサービスプラットフォームを特定するステップを含む、付記4-7に記載の信用度算出方法。

【0384】

[付記4-9]

前記サービスプラットフォームを特定するステップは、前記債務の履行期限以前に売上が見込まれるサービスプラットフォームを特定するステップを含む、付記4-7又は4-8に記載の信用度算出方法。

20

【0385】

[付記4-10]

前記サービスプラットフォームにおけるサービスの実行を前記ユーザに促す通知を送信するステップを実行した後に、前記債務に相当する金額より、前記ユーザの前記電子商取引プラットフォームにおける口座残高が多くなった場合に、前記ユーザの信用度を向上させるステップをさらに実行する、付記4-7から4-9のいずれか一項に記載の信用度算出方法。

【0386】

[付記4-11]

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第1情報を取得する第1取得部と、

30

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得する第2取得部と、

前記ユーザの債務の返済状況に関する情報を取得する第3取得部と、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報、前記第2情報及び前記債務の返済状況に基づいて算出する算出部と、を備える情報処理装置。

【0387】

[付記4-12]

情報処理装置に、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第1情報を取得するステップと、

40

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの債務の返済状況に関する情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報、前記第2情報及び前記債務の返済状況に基づいて算出するステップと、を実行させる信用度算出プログラム。

【0388】

[付記5-1]

情報処理装置が、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関

50

する第1情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第2情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第1情報及び前記第2情報に基づいて算出するステップと、前記信用度を表す情報を、前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に提供するステップと、を実行する信用度提供方法。

【0389】

[付記5-2]

前記信用度に応じて決定される前記サービスの内容に関する情報を、前記事業者に提供するステップをさらに実行する、付記5-1に記載の信用度提供方法。 10

【0390】

[付記5-3]

前記サービスは、求人情報を紹介するサービスであり、前記サービスの内容に関する情報は、前記求人情報に含まれる対価に関する情報を含む、付記5-1又は5-2に記載の信用度提供方法。 20

【0391】

[付記5-4]

前記サービスは、求人情報を紹介するサービスであり、前記サービスの内容に関する情報は、前記求人情報に含まれる対価の支払い時期に関する情報を含む、付記5-1から5-3のいずれか一項に記載の信用度提供方法。 20

【0392】

[付記5-5]

前記サービスは、求人情報を紹介するサービスであり、前記サービスの内容に関する情報は、前記求人情報の労働時間に関する情報を含む、付記5-1から5-4のいずれか一項に記載の信用度提供方法。 30

【0393】

[付記5-6]

前記サービスは、商品の買取サービスであり、前記サービスの内容に関する情報は、買取の可否に関する情報を含む、付記5-1から5-5のいずれか一項に記載の信用度提供方法。 30

【0394】

[付記5-7]

前記サービスは、商品の買取サービスであり、前記サービスの内容に関する情報は、買取金額に関する情報を含む、付記5-1から5-6のいずれか一項に記載の信用度提供方法。 40

【0395】

[付記5-8]

前記サービスは、商品の買取サービスであり、前記サービスの内容に関する情報は、買取の査定時間に関する情報を含む、付記5-1から5-7のいずれか一項に記載の信用度提供方法。 40

【0396】

[付記5-9]

前記提供するステップは、前記信用度が更新された場合に、更新された前記信用度を表す情報を前記事業者に提供するステップを含む、付記5-1から5-8のいずれか一項に記載の信用度提供方法。

【0397】

[付記5-10]

前記提供するステップは、前記ユーザが前記サービスを利用する場合に、前記信用度を表す情報を前記事業者に提供するステップを含む、付記5-1から5-9のいずれか一項に記載の信用度提供方法。 50

【 0 3 9 8 】**[付記 5 - 1 1]**

前記提供するステップは、前記信用度を表す情報と関連付けて、前記サービスにおける前記ユーザの識別情報を前記事業者に提供するステップを含む、付記 5 - 1 から 5 - 1 0 のいずれか一項に記載の信用度提供方法。

【 0 3 9 9 】**[付記 5 - 1 2]**

前記信用度を表す情報は、前記信用度に基づき算出されるランクを含む、付記 5 - 1 から 5 - 1 1 のいずれか一項に記載の信用度提供方法。

【 0 4 0 0 】

10

[付記 5 - 1 3]

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得する第 1 取得部と、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得する第 2 取得部と、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出する算出部と、

前記信用度を表す情報を、前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に提供する提供部と、を備える情報処理装置。

【 0 4 0 1 】

20

[付記 5 - 1 4]

情報処理装置に、

電子商取引プラットフォームにおいてユーザが売主である場合における前記ユーザに関する第 1 情報を取得するステップと、

前記電子商取引プラットフォームにおいて前記ユーザが買主である場合における前記ユーザに関する第 2 情報を取得するステップと、

前記ユーザの信用度を、前記第 1 情報及び前記第 2 情報に基づいて算出するステップと、

前記信用度を表す情報を、前記電子商取引プラットフォームとは異なるサービスを行う事業者に提供するステップと、を実行させる信用度提供プログラム。

【 符号の説明 】**【 0 4 0 2 】**

30

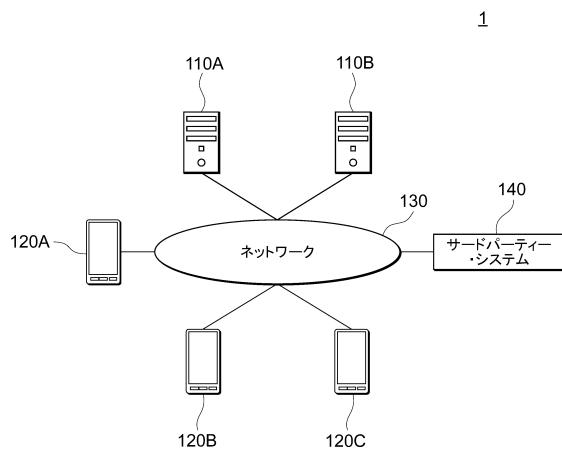
1 ... 通信システム、1 1 0 A ... サーバ、1 1 0 B ... サーバ、1 2 0 A ... 端末、1 2 0 B ... 端末、1 2 0 C ... 端末、1 3 0 ... ネットワーク、2 0 0 ... 情報処理装置、2 0 1 ... プロセッサ、2 0 2 ... メモリ、2 0 3 ... ストレージ、2 0 4 ... 入出力インタフェース（入出力 I / F）、2 0 5 ... 通信インタフェース（通信 I / F）、3 1 3 ... 制御部、3 1 4 ... 記憶部、3 1 5 ... 第 1 取得部、3 1 6 ... 第 2 取得部、3 1 7 ... 算出部、3 1 8 ... 付与部、3 1 9 ... 第 3 取得部、3 2 0 ... 履行部、3 2 1 ... 入出力 I / F、3 2 2 ... 通信 I / F、3 2 3 ... 制御部、3 2 4 ... 記憶部、3 2 5 ... 提供部、4 0 0 ... プログラム、4 1 0 ... 第 1 情報、4 2 0 ... 第 2 情報、5 0 0 ... プログラム

40

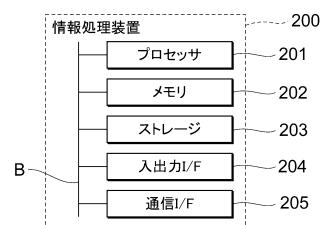
50

【図面】

【図1】

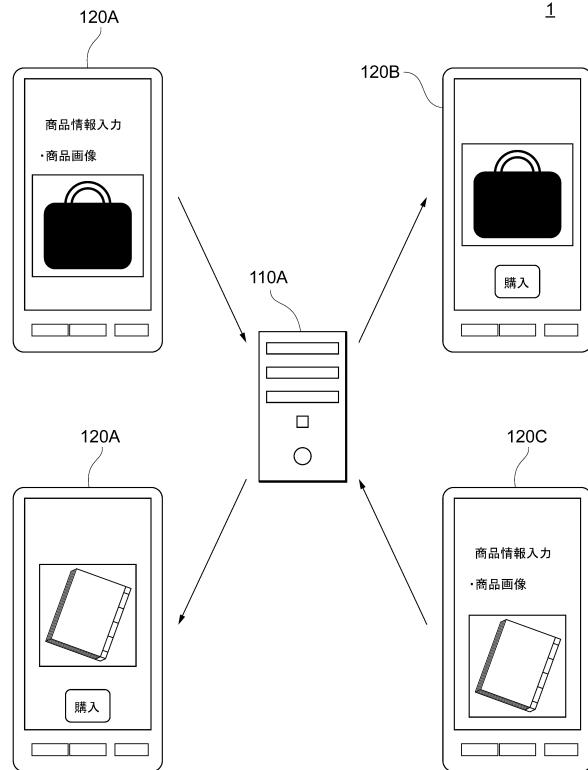


【図2】

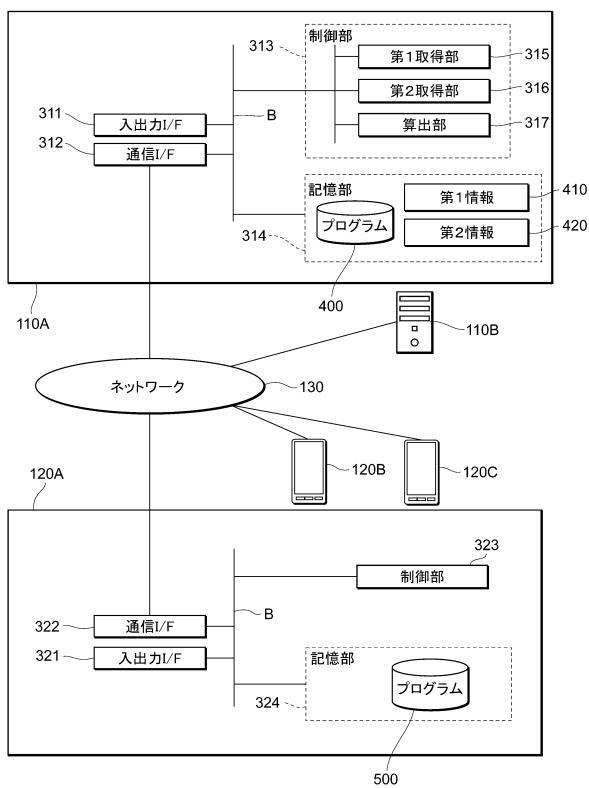


10

【図3】



【図4】

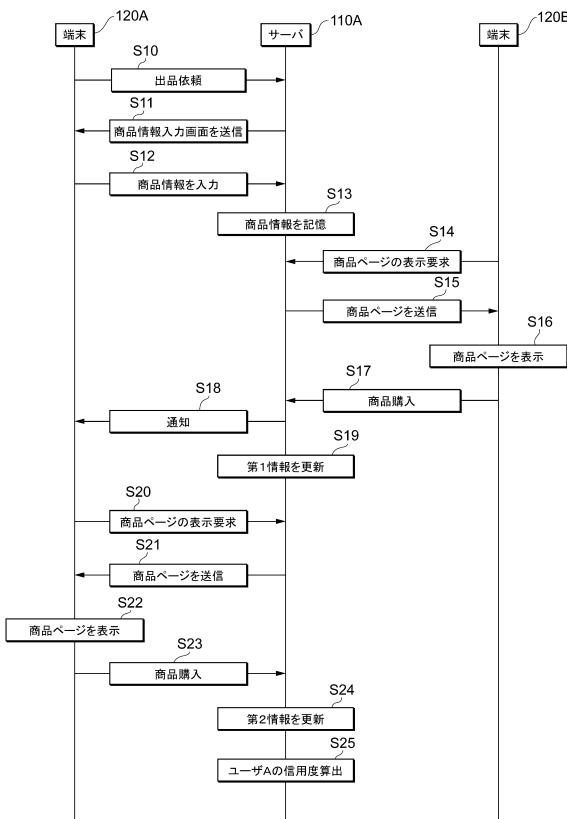


30

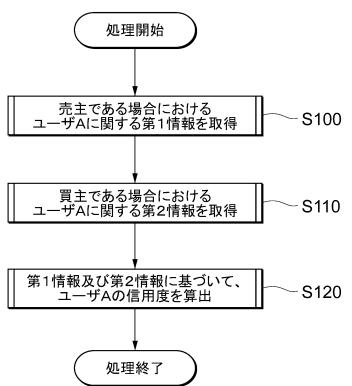
40

50

【図5】



【図6】



10

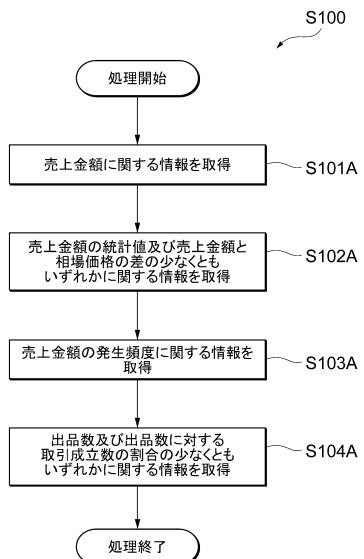
20

【図7】

410A

第1情報(ユーザA)			
出品識別子	売上金額	相場価格との差 (2018年7月1日)	売上日
10	1,000円	-200円	2018年6月20日
11	0円	-	-
12	2,500円	+100円	2018年6月25日

【図8】



30

40

50

【図 9】

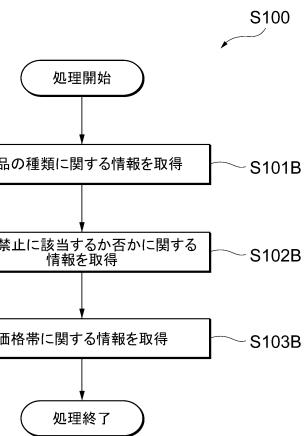
420A

第1情報(ユーザA)				
	出品識別子	商品種類	出品禁止	価格帯
20	財布	NO	1万円以上	
21	服	NO	5千円~1万円	
22	服	NO	1千円~5千円	

【図 10】

10

20



【図 11】

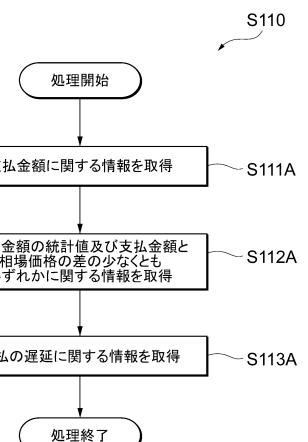
420A

第2情報(ユーザA)					
	支払金額	相場価格との差 (2018年7月1日)	売買成立日	支払日	支払遅延
30	800円	-100円	2018年6月21日	2018年6月22日	無し
31	2,000円	0円	2018年6月21日	2018年6月24日	1日
32	1,500円	+100円	2018年6月25日	2018年6月25日	無し

【図 12】

30

40

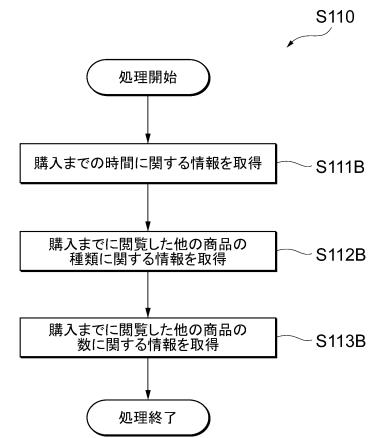


【図 1 3】

410B

第2情報(ユーザA)				
商品ページ識別子	購入までの時間	購入までに閲覧した商品の属性	購入までに閲覧した商品の数	
40	10分	同じ	1	
41	2日	4種類	20	
42	30分	同じ	4	

【図 1 4】

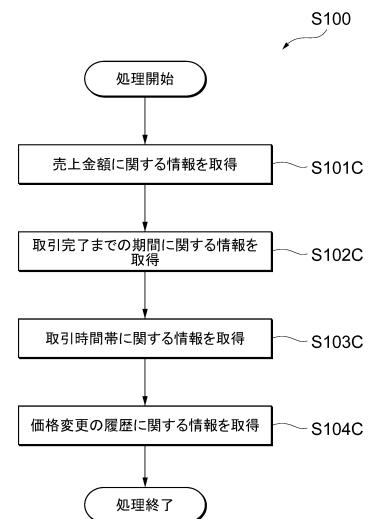


【図 1 5】

410C

第1情報(ユーザA)				
出品識別子	売上金額	取引完了までの期間	取引時間帯	価格変更
10	1,000円	2日	昼～夜	200円値下げ
11	0円	—	昼～夜	100円値下げ
12	2,500円	6時間	朝～昼	100円値下げ

【図 1 6】

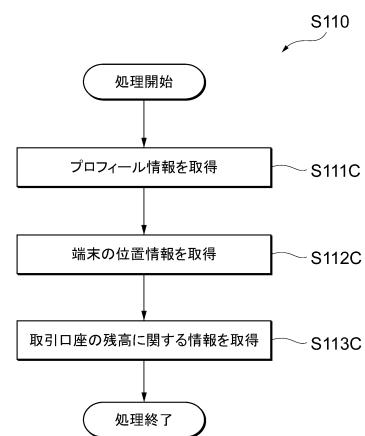


【図17】

420C

第2情報(ユーザA)			
	年齢	性別	位置情報
	30	男	東京都 10,000円

【図18】

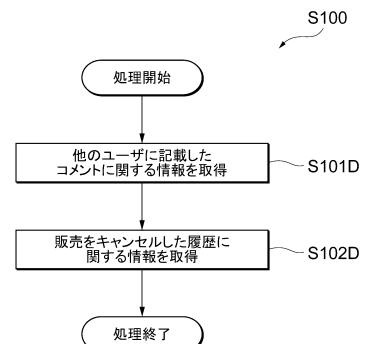


【図19】

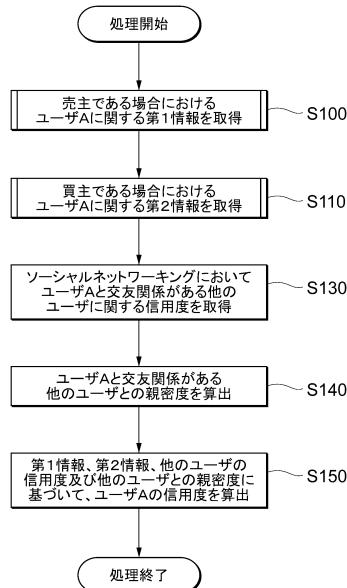
410D

第1情報(ユーザA)			
	売上金額	コメント	キャンセル履歴
10	1,000円	コメントA	-
11	0円	コメントB	有り
12	2,500円	コメントC	-

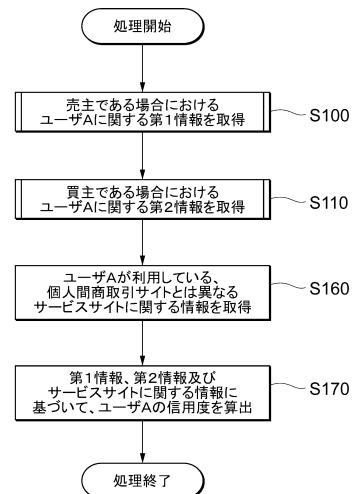
【図20】



【図 2 1】



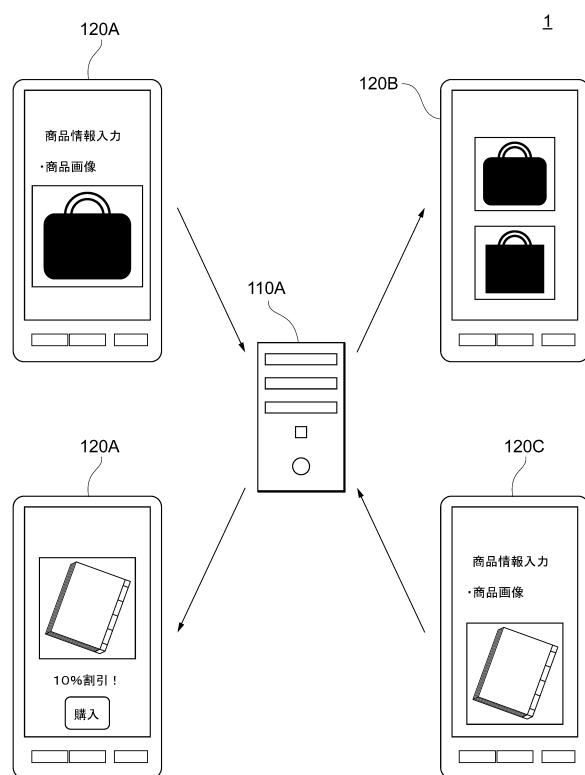
【図 2 2】



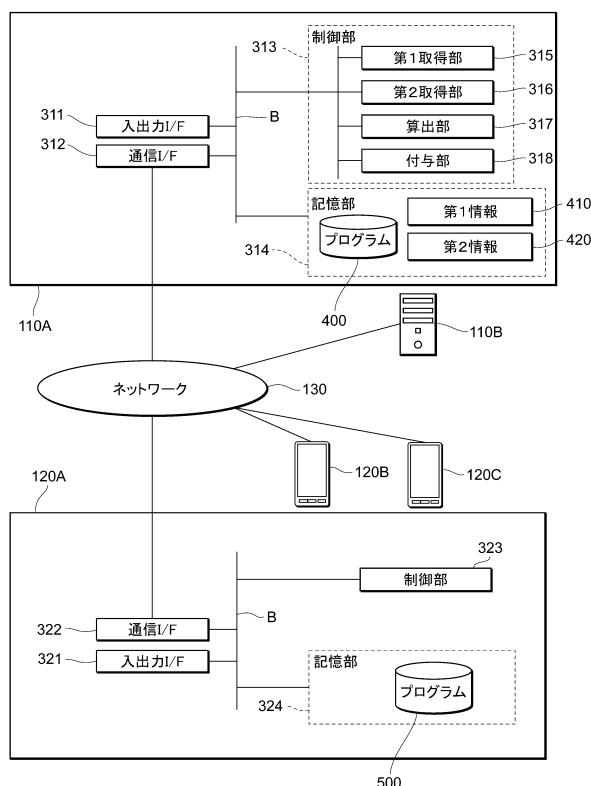
10

20

【図 2 3】



【図 2 4】

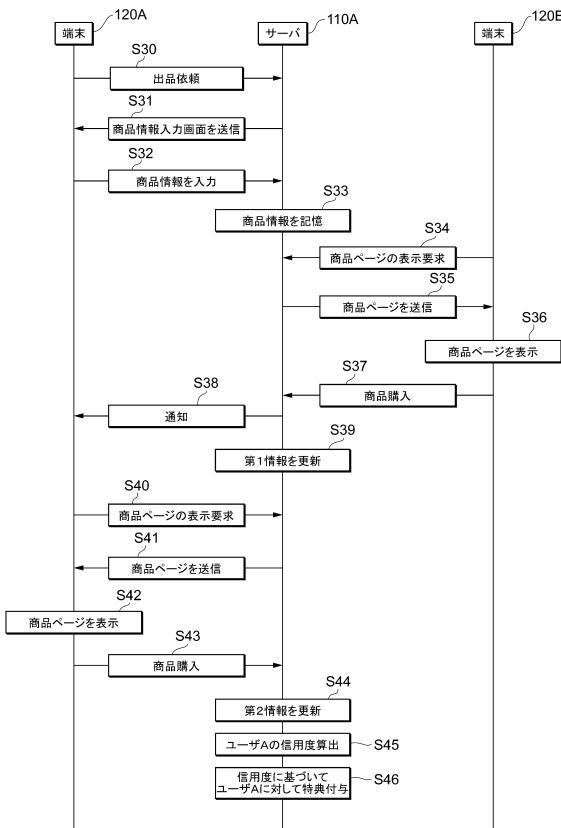


30

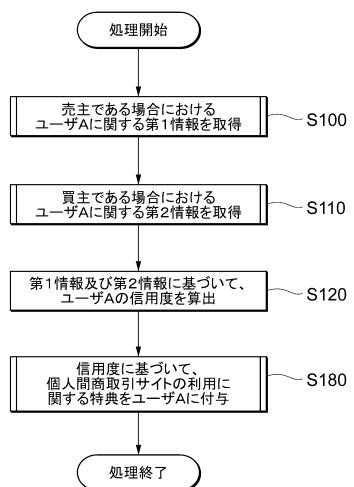
40

50

【図25】



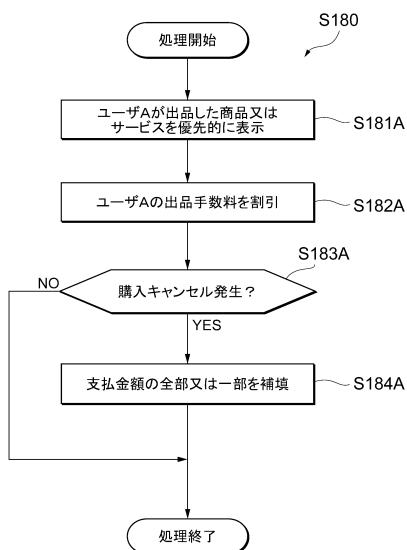
【図26】



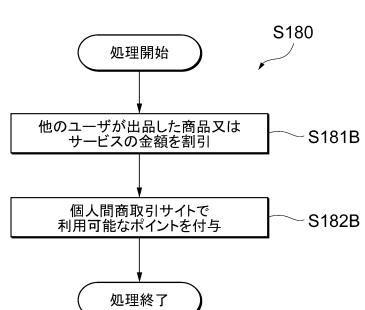
10

20

【図27】



【図28】

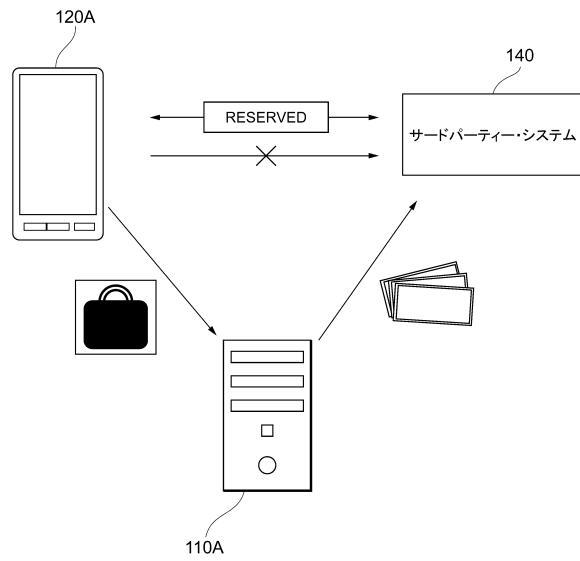


30

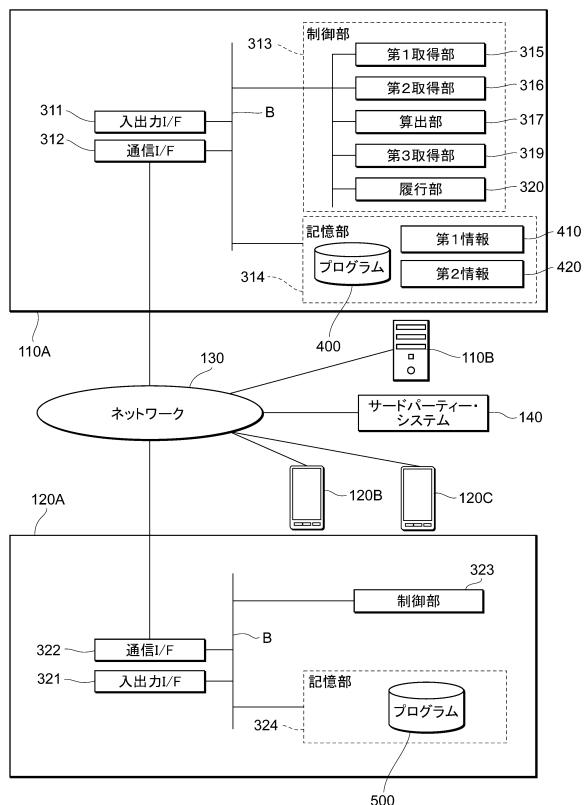
40

50

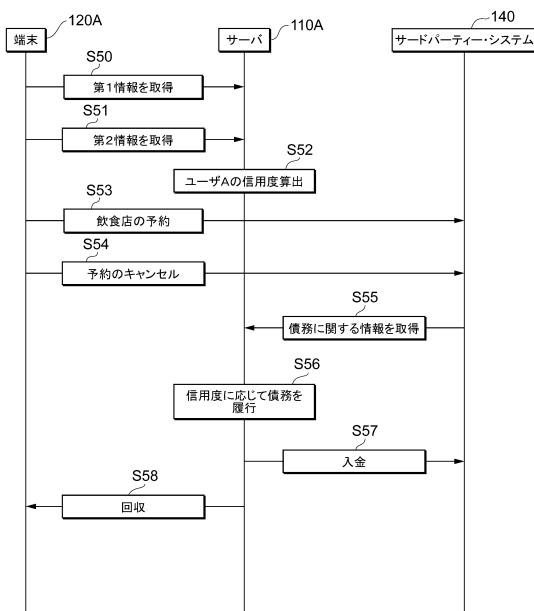
【図 2 9】



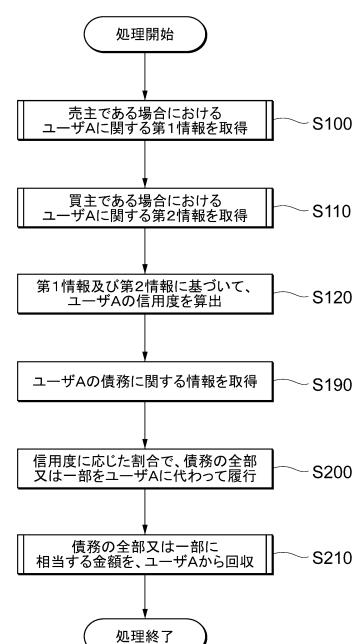
【図 3 0】



【図 3 1】



【図 3 2】



10

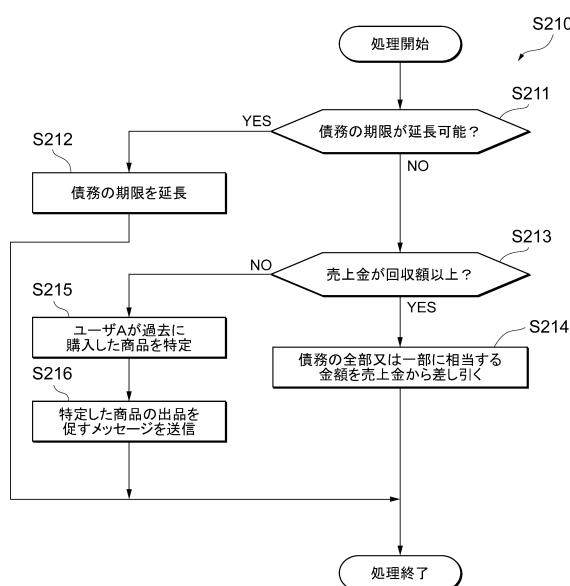
20

30

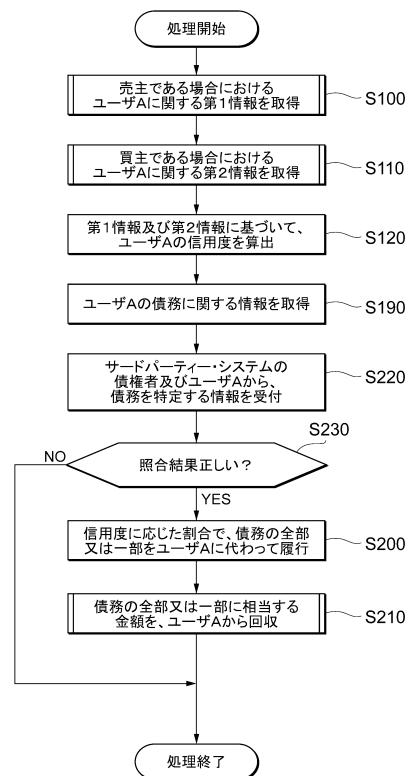
40

50

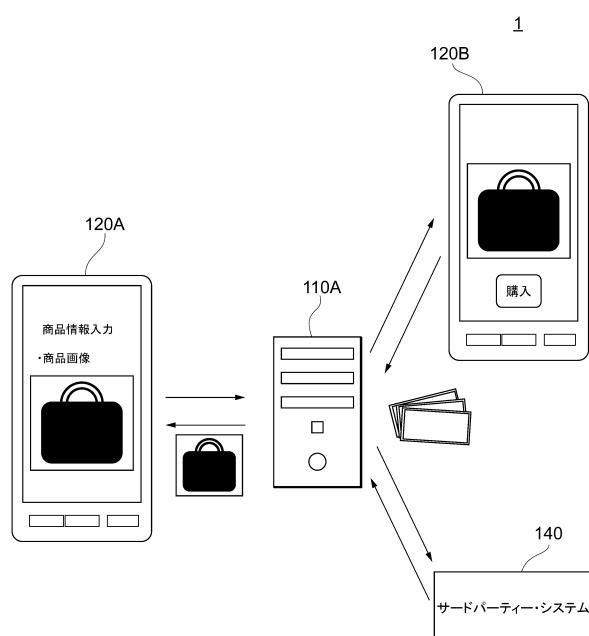
【図33】



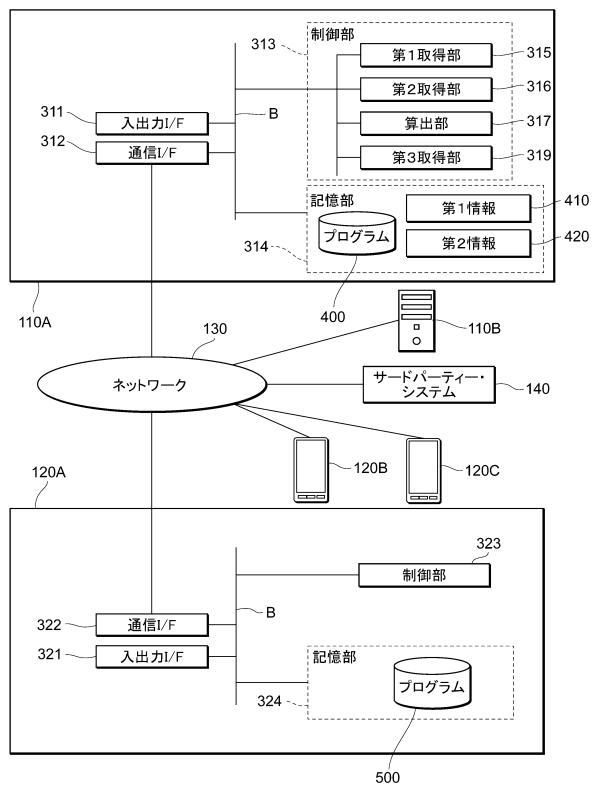
【図34】



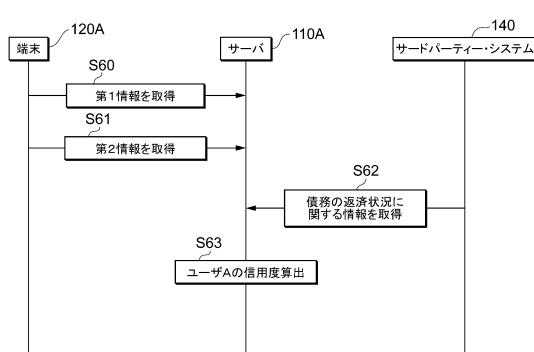
【図35】



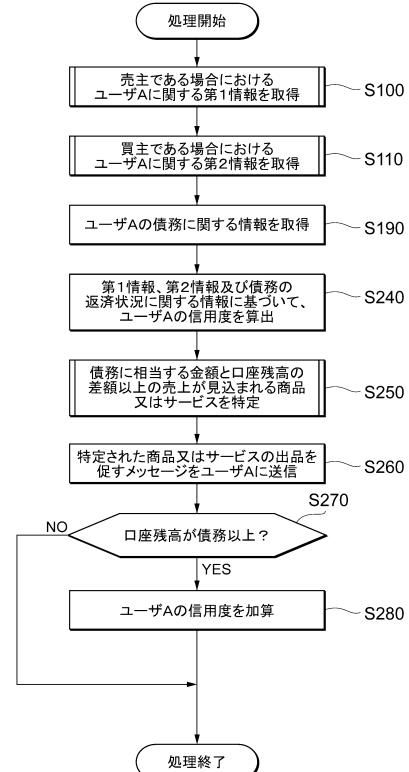
【図36】



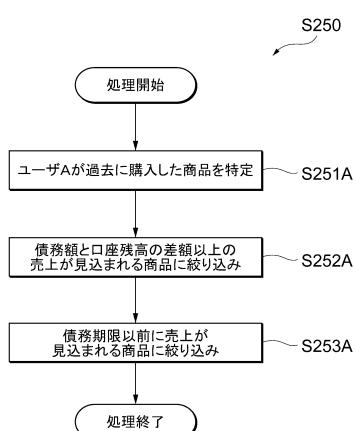
【図 3 7】



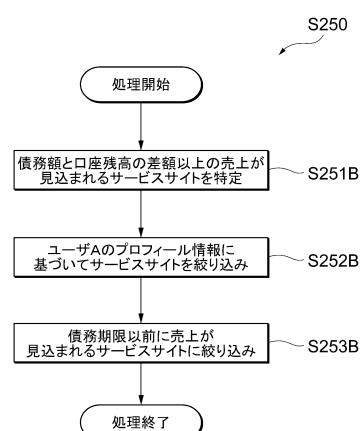
【図 3 8】



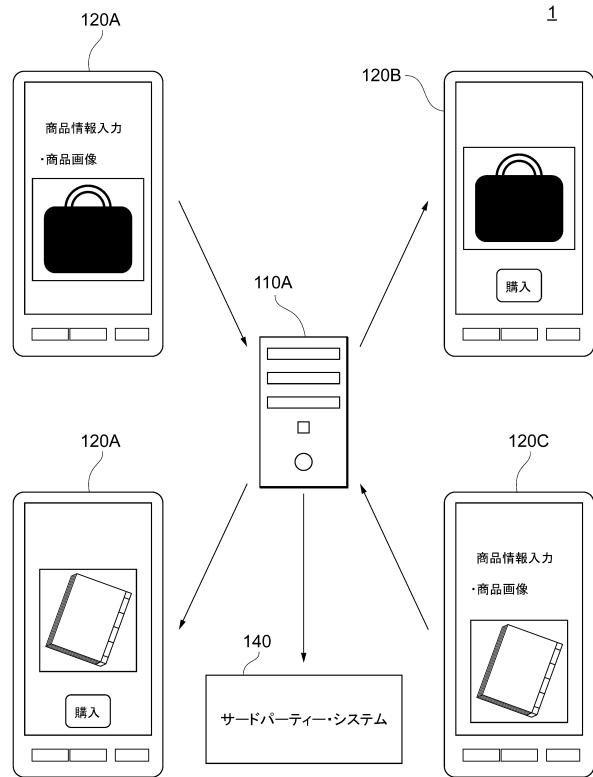
【図 3 9】



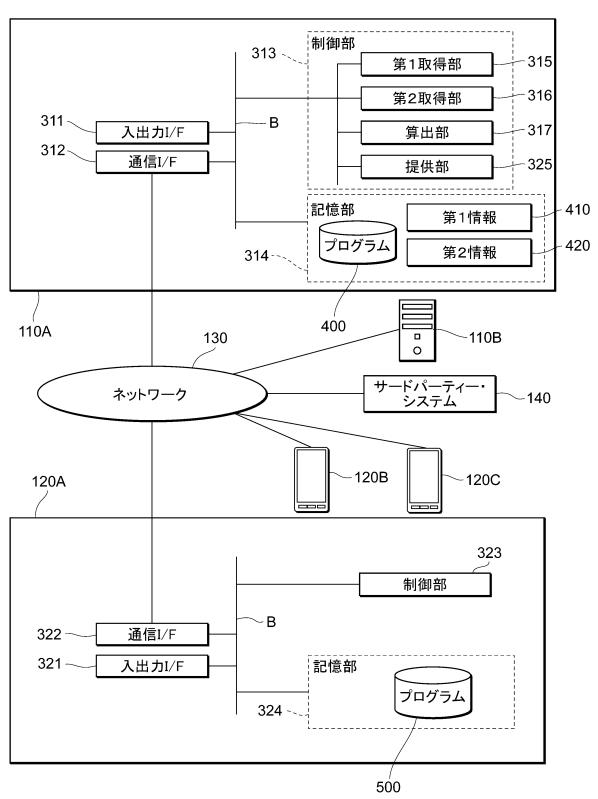
【図 4 0】



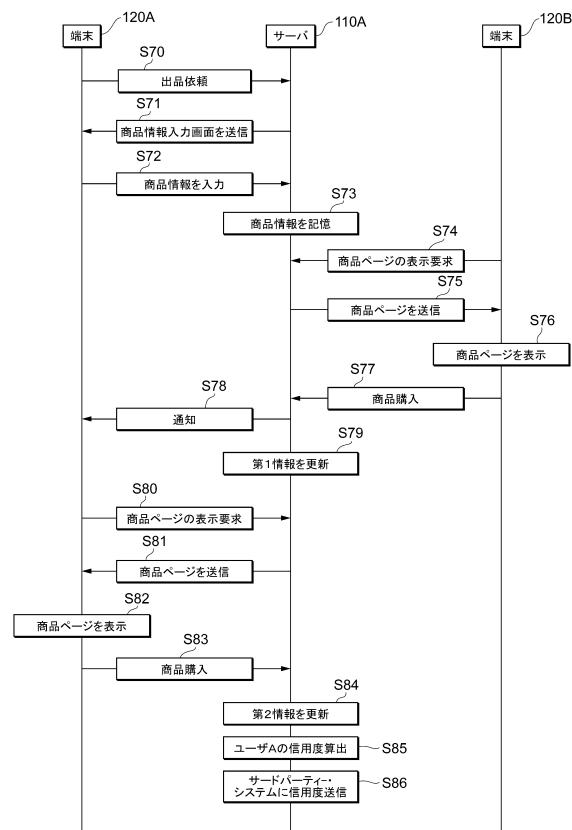
【図41】



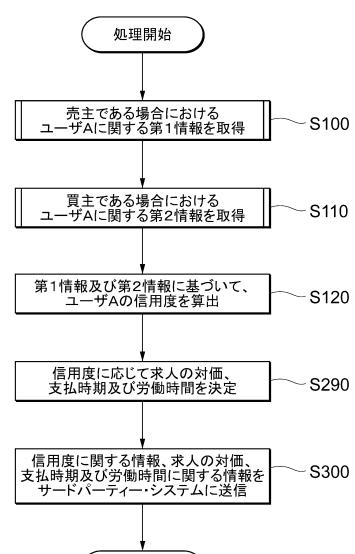
【図42】



【図43】



【図44】



10

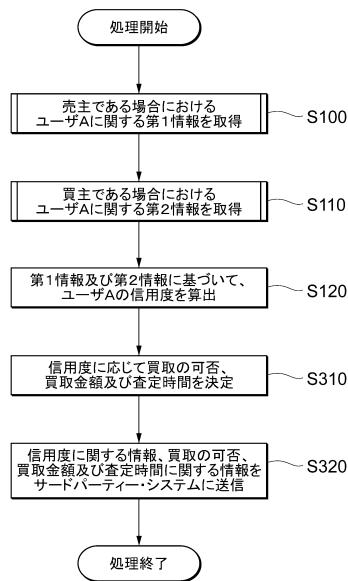
20

30

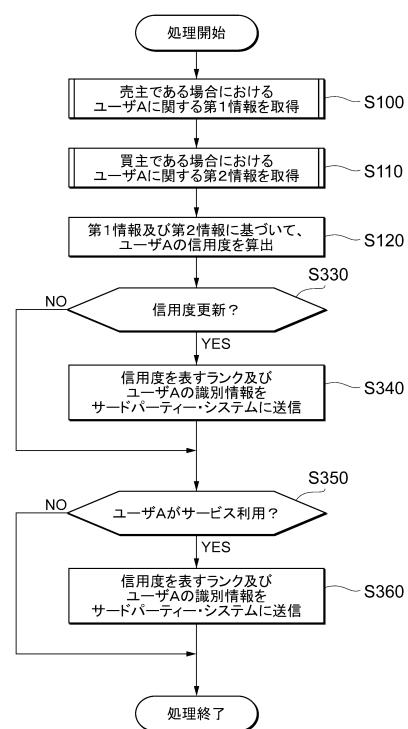
40

50

【図 4 5】



【図 4 6】



フロントページの続き

イ内

(72)発明者 松岡 泰之

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

(72)発明者 山本 久智

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

(72)発明者 鍛 哲史

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

(72)発明者 児玉 悠

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

(72)発明者 鶯内 広輝

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

(72)発明者 松山 大地

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

(72)発明者 藤原 秀平

東京都港区六本木 6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー 25F 株式会社メルペイ内

審査官 西村 直史

(56)参考文献 特開 2017-091245 (JP, A)

特開 2002-351962 (JP, A)

韓国公開特許第 10-2012-0076450 (KR, A)

特開 2001-202469 (JP, A)

特許第 6502560 (JP, B1)

特許第 6483898 (JP, B1)

特開 2015-108869 (JP, A)

特開 2018-049371 (JP, A)

特開 2006-172493 (JP, A)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

G 06 Q 10 / 00 - 99 / 00